

第2次石井町国土強靱化地域計画

令和7年11月策定
石井町

目 次

はじめに	2
I 計画策定の趣旨、位置付け	3
II 基本的な考え方	4
III 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）	6
IV 強靱化の推進方針	19
(1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	20
(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・ 避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	33
(3) 必要不可欠な行政機能を確保する	47
(4) 経済活動を機能不全に陥らせない	52
(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通 ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期の復旧を図る	55
(6) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる 条件を整備する	64
横断的分野	71
V 施策の重点化	73
VI 計画の推進と進捗管理	74

はじめに

我が国は、阪神・淡路大震災や東日本大震災など、大規模な自然災害をこれまで何度も経験し、その都度得られた教訓を踏まえて様々な対策を講じてきたが、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきた。

国において平成25年12月11日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成26年6月に策定し、基本計画に基づく国の他の計画の見直しや施策の推進等、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めてきたところである。その後、策定から約5年が経過したことから、平成30年12月に「国土強靱化基本計画」の見直しを行い、令和5年7月には社会情勢のさらなる変化等を踏まえ、「国土強靱化基本計画」の見直しを行った。

しかし、国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国と地方が一体となって強靱化の取組を推進していくことが重要である。

本町では、「南海トラフ巨大地震」や、近年、大型化する台風や激化するゲリラ豪雨による大規模水害や大規模土砂災害、また、複数の自然現象が同時又は連続して発生する「複合災害」等に対しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた強靱化の推進を図るため、本町の計画等の指針となるべきものとして、「石井町国土強靱化地域計画」（以下、「地域計画」という。）を令和2年3月に策定し、施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

このたび、地域計画策定から5年以上経過し、国の基本計画の見直しや、令和6年1月の能登半島地震などの新たな災害の知見を踏まえ、令和7年11月に第2次地域計画を策定するものである。

I 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

東日本大震災等の大規模地震をはじめ、近年、地球規模の異常気象により、大規模な水害や土砂災害の発生が懸念される状況となってきた。

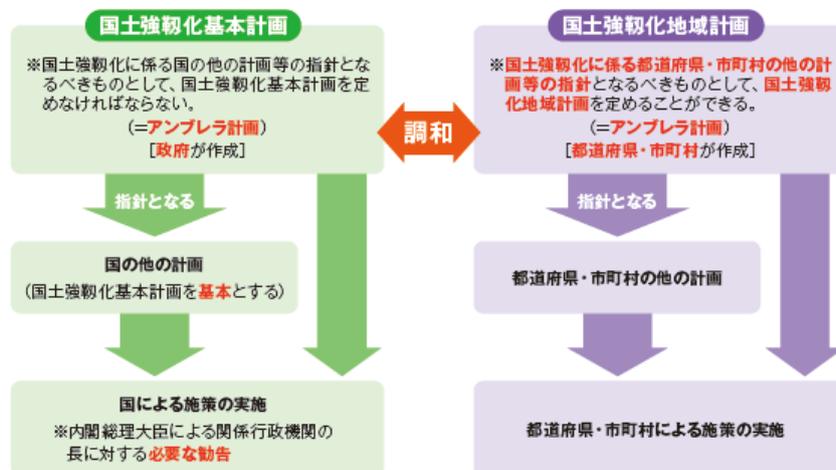
このような状況の中、国は、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」を実現するため平成26年6月に基本計画を策定した。その後、平成30年12月に策定から5年経過に伴う見直しが行われ、令和5年7月には近年の災害から得られた知見、社会情勢のさらなる変化等を踏まえ「国土強靱化基本計画」の見直しが行われた。

本町においても、大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な石井町」をつくりあげ、住民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るため、令和2年3月に地域計画を策定し、施策を実施してきたが、令和5年7月に国土強靱化基本計画が見直されたことから、今回、地域計画の見直しを行うものである。

2 地域計画の位置付け

本地域計画は、「基本法」第13条に基づく、「国土強靱化地域計画」であり、本町における国土強靱化に関し、「地域計画」以外の本町の計画等の指針となるものである。なお、地域計画は、国の基本計画及び県の地域計画と調和を図るものとする。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



3 計画の推進期間

計画の推進期間は、令和11年度を目標年次とする。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

II 基本的な考え方

基本法においては、地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、地域計画における目標は、原則として、基本計画に即して設定すると規定されている。また、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な石井町」をつくりあげるためには、徳島県地域計画と調和を図る必要がある。このため、次のように「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- (1) 住民の生命の保護が最大限図られる
- (2) 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 住民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 本町の迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期の復旧を図る
- (6) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

- (1) 強靱化に向けた取組姿勢
 - ・ 本町の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取組みにあたること
 - ・ 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組みにあたること
 - ・ 国、県をはじめ関係機関等との連携協力による取組みについても取り入れるなど、本町の総力を挙げた取組みとすること
 - ・ 本町が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること
 - ・ 事前復興の取組みを推進すること

(2)適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクと地域の特性に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること
- ・「自助」、「共助」、及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用できる対策となるよう工夫すること

(3)効率的な施策の推進

- ・住民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえ、施策の重点化を図ること
- ・既存の社会資本を有効活用すること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること

(4)地域の特性に応じた施策の推進

- ・本町の特性を踏まえた、先進的な取組みを反映すること
- ・人のきずなや地域コミュニティ機能を強化し、社会全体の強靱化を推進すること、また、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮し、施策を講じること
- ・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図ること
- ・「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合における防災対応への取組みを推進すること

徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針の特色

地域特性を考慮した避難対象区域の設定

県内全域を3つに区分

津波到達予想時間 48分

津波なし

内陸部

津波到達予想時間 4分

津波に加えて揺れ(土砂災害、家屋倒壊)も災害リスクの対象

津波

家屋倒壊

土砂災害

自力避難困難者、要配慮者、一般の方に区分した避難の考え方を提示

自力で避難困難な方

要配慮者

一般住民の方

避難行動を分かりやすくタイムラインで整理

緊急地震速報(第1報)

大津波警報等(第1報)

臨時情報第1号

臨時情報第2号

津波注意報

臨時情報第3号

臨時情報第4号

避難生活(1週間)

避難生活が終了する(臨時情報第5号)以降は避難継続

速やかな避難

避難場所での滞在

避難所生活(1週間)

■ 国WG(報告)との比較

	徳島県	国
対象とする異常現象	半割れ、一部割れ、ゆっくりすべり	半割れ・一部割れ・ゆっくりすべり
避難対象区域	北部(沿岸)、南部(沿岸)、内陸部	全域
想定する災害リスク	津波、地震の揺れ(耐震性・土砂災害)	津波
避難対象者	自力避難困難者、要配慮者、一般の方	要配慮者、それ以外の方
避難期間	1週間	1週間
タイムライン	あり	なし

徳島モデル・防災対応方針

- 災害リスクに応じたきめ細やかな地域区分
- 避難対象者を3区分
- 想定災害を津波に加え、耐震・土砂災害を対象
- タイムラインで分かりやすく

Ⅲ 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本町の特性を踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するための施策の現状のどこに問題があるのかを知るために行うものである。これにより、本町の強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

評価は、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野、起きてはならない最悪の事態を設定し行う。

2 本町の特性

(1) 地勢

本町は、吉野川流域の下流南岸に広がる平野一帯に位置し、東西約 6 km、南北約 5.5 km のほぼ正方形をしており、その町域面積は 28.85k m²となっている。

町の東は徳島市（国府町）に接するほか、西は吉野川市（鴨島町）に、南は四国山脈の前山支脈の分水嶺を境として徳島市（入田町）、名西郡神山町に、また、北は吉野川を挟んで板野郡上板町にそれぞれ接している。

町の中央には吉野川に注ぐ飯尾川が湾曲しながら東流するほか、町内には渡内川、江川、神宮入江川などの河川が流れるなど、水に恵まれた地形を活かし、広大で豊かな田園地帯が形成されている。また、町域の西から東に向かって緩やかな下降傾斜（標高 5~12m）を描く比較的平坦な地勢となっている。

(2) 地質

地質はわが国でももっとも古いといわれている結晶片岩系から洪積層更には新しい沖積層となっている。

前山は最も古い結晶岩で構成され緑泥片岩等が産出され、また前山近くの台地は洪積層、他の地帯は沖積層となっている。

町内には、活断層であることが確実とされている「上浦断層」や、推定活断層が存在し、石井町内直下地震の発生も否定できない。（石井町耐震改修促進計画より）

(3) 気象

本町は、県東部吉野川南岸にあたるため、年平均気温 16.8℃、年平均最高気温 20.9℃、年平均最低気温 13.3℃と温暖で冬期の積雪はまれである。

平年の年間降水量は 1619.9 mm で、月別には、台風襲来時（9月）が最も多く、1月が最も少ない。

日照時間（平年参照値）は年間 2106.8hr で、月別では夏期（8月）が最も多くなっている。

気温・降水量・日照時間の平年値（1991年～2020年）

月	気温			降水量	日照時間
	平均（℃）	日最高（℃）	日最低（℃）	合計（mm）	合計（時）
1月	6.3	10.0	2.9	41.9	160.3
2月	6.8	10.8	3.1	53.0	152.5
3月	9.9	14.3	5.8	87.8	179.8
4月	15.0	19.6	10.6	104.3	197.9
5月	19.6	24.0	15.6	146.6	205.7
6月	23.0	26.8	19.8	192.6	151.9
7月	26.8	30.6	23.9	177.0	192.0
8月	28.1	32.3	24.9	193.0	230.6
9月	24.8	28.5	21.6	271.2	162.0
10月	19.3	23.1	15.9	199.5	163.6
11月	13.8	17.7	10.1	89.2	150.4
12月	8.7	12.5	5.2	63.9	160.1
年	16.8	20.9	13.3	1619.9	2106.8

気象庁ホームページ過去の気象データより

（4）人口

国勢調査の結果によると、令和2年10月時点での本町の人口は、24,833人となっており、前回（平成27年）に比べ757人減少し、平成22年年以降は少子高齢化の影響などにより減少傾向にある一方、世帯数は増加傾向が続いており、世帯の小規模化が進んでいる。

■人口の推移

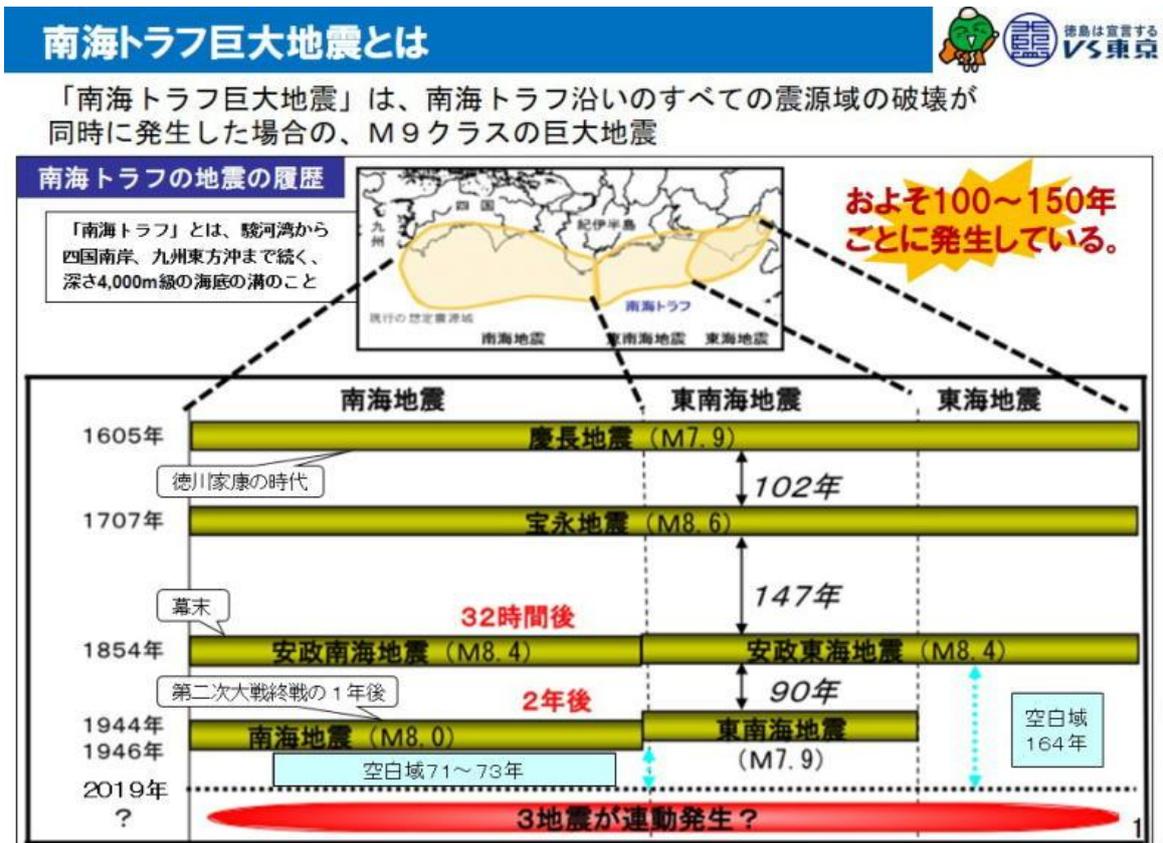
年	人口 (人)	増加		世帯数	1世帯 当たり 人数 (人)	老年人口		
		数 (人)	率 (%)			人口 (人)	割合 (%)	全国割合 (%)
昭和55年	24,434	—	—	6,375	3.89	2,847	11.7	9.1
昭和60年	25,071	637	2.5	6,647	3.77	3,236	12.9	10.3
平成2年	25,207	136	0.5	6,954	3.62	3,949	15.7	12.0
平成7年	25,436	229	0.9	7,397	3.44	4,701	18.5	14.5
平成12年	26,023	587	2.3	8,063	3.23	5,584	21.5	17.3
平成17年	26,068	45	0.2	8,576	3.04	6,120	23.5	20.1
平成22年	25,954	-114	-0.4	8,933	2.91	6,705	25.8	23.0
平成27年	25,590	-364	-1.3	9,327	2.74	7,670	30.0	26.6
令和2年	24,833	-757	-3.0	9,624	2.58	8,199	33.0	28.6

出典：国勢調査

3 本町における自然災害の被害想定

(1) 南海トラフ巨大地震

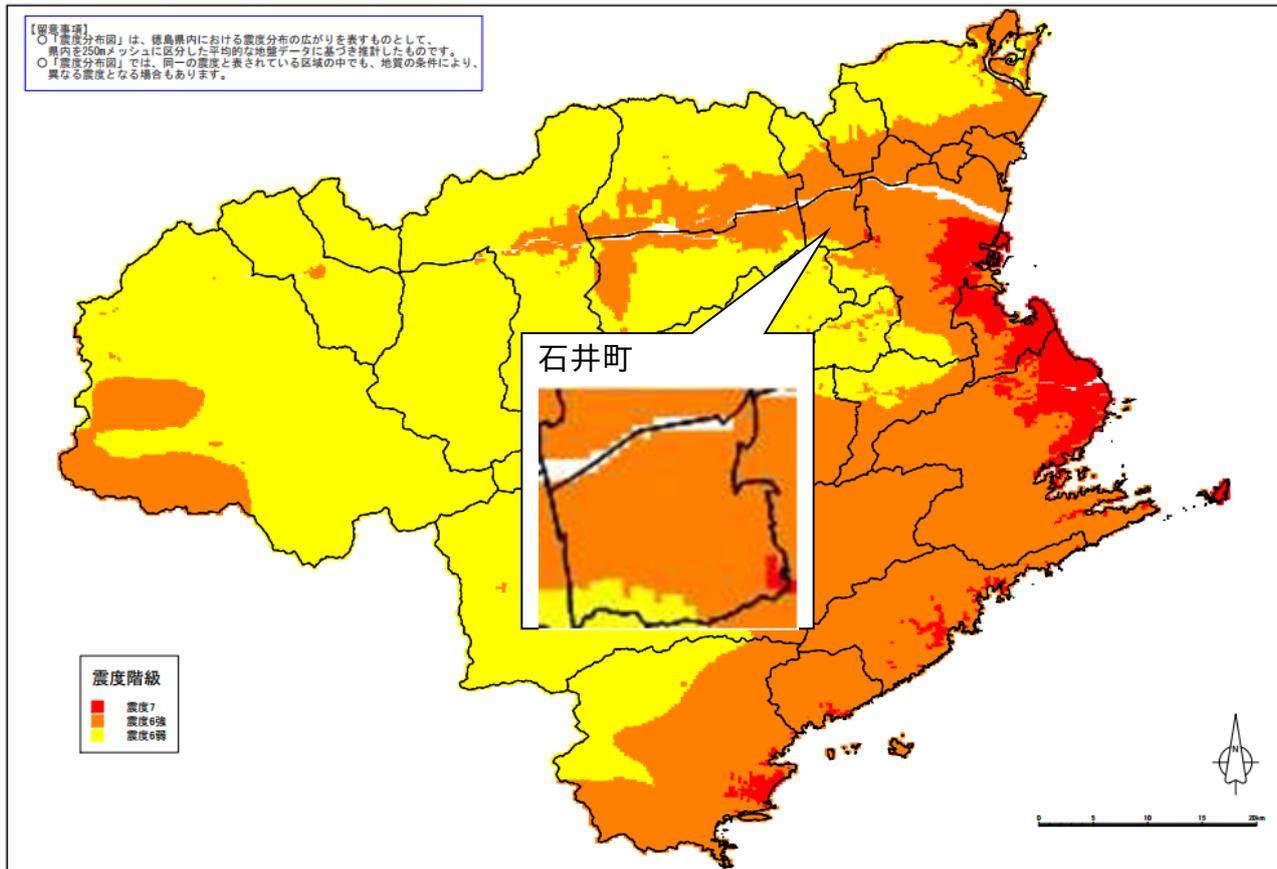
南海トラフ巨大地震とは「南海トラフ」を震源とする地震（下図参照）であり、最大でマグニチュード9.1の地震が想定され、令和7年1月1日現在、今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は、政府の地震調査委員会によると60～90%程度となっている。



徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次、第二次）において、本町における最大震度は「7」となっており、本町で想定されている被害は、以下に示すとおりである。

なお、徳島県の沿岸部では、広範囲の津波浸水が想定されているが、本町に津波浸水は想定されていない。

南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】



(ア) 建物全壊・焼失棟数 (単位：棟)

揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災			合計		
				冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
2,000	10	※	—	10	※	70	2,000	2,000	2,100

(イ) 建物半壊棟数 (単位：棟)

揺れ	液状化 (大規模半壊を含む)	急傾斜地	津波	火災	合計
2,100	280	10	—	—	2,400

(ウ) 死者数・負傷者数

(単位：人)

区分	ケース	死者数	負傷者数	
				うち重傷者数
揺れ	冬深夜	130	670	180
	うち家具転倒	10	170	40
	夏 12 時	80	420	100
	うち家具転倒	※	100	20
	冬 18 時	90	470	120
	うち家具転倒	※	110	20
急傾斜	冬深夜	※	※	※
	夏 12 時	※	※	※
	冬 18 時	※	※	※
火災	冬深夜	※	※	※
	夏 12 時	※	※	※
	冬 18 時	※	※	※
ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物	冬深夜	0	0	0
	夏 12 時	※	10	※
	冬 18 時	※	30	10
合計	冬深夜	130	670	180
	夏 12 時	80	430	110
	冬 18 時	100	510	140

(エ) 上水道

給水人口 (人)	復旧対象 給水人口 (人)	直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
		断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)
24,500	24,500	98	23,900	84	20,700	65	16,000	13	3,300

(オ) 電力

代表震度	電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直後		1 日後	
			停電率(%)	停電軒数	停電率 (%)	停電軒数
6.39	11,800	11,800	100	11,800	74	8,800

(カ) 通信

回線数	復旧対象 回線数	直後		1 日後	
		不通率(%)	不通回線数	不通率(%)	不通回線数
6,100	6,100	100	6,100	74	4,500

(キ) 避難者(冬 18 時)

人口	警戒解除後当日			1 週間後			1 ヶ月後		
	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
25,954	3,700	2,400	6,100	4,700	4,700	9,300	2,500	5,900	8,500

(ク) 帰宅困難者

帰宅困難者数
780～1,300

(ケ) 医療機能(冬 18 時)

入院需要			
重傷者数	死者の 1 割	要転院患者数	合計
140	10	20	160

(カ) 災害廃棄物等(冬 18 時)

重量換算(万トン)			体積換算(万m ³)		
災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
18	0～0	18～18	32	0～0	32～32

(シ) 住機能(冬 18 時)

全戸数	必要応急仮設住宅戸数
8,900	1,200

(ス) エレベーター閉じこめ

エレベーター数	閉じこめ可能性のある台数			
	安全装置作動	揺れによる故障	停電	合計
50	※	※	10	10

(セ) 災害時要援護者(冬 18 時)

避難所生活者数(1 週間後)	避難所生活者のうちの災害時要援護者数							
	75 歳以上 高齢単身者	5 歳未満 乳幼児	身体障 がい者	知的障 がい者	要介護認定者 (要支援者 除く)	難病患者	妊産婦	外国人
4,700	140	190	230	40	180	40	40	20

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

2) ※は、若干数を表す。

出典：徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（徳島県）

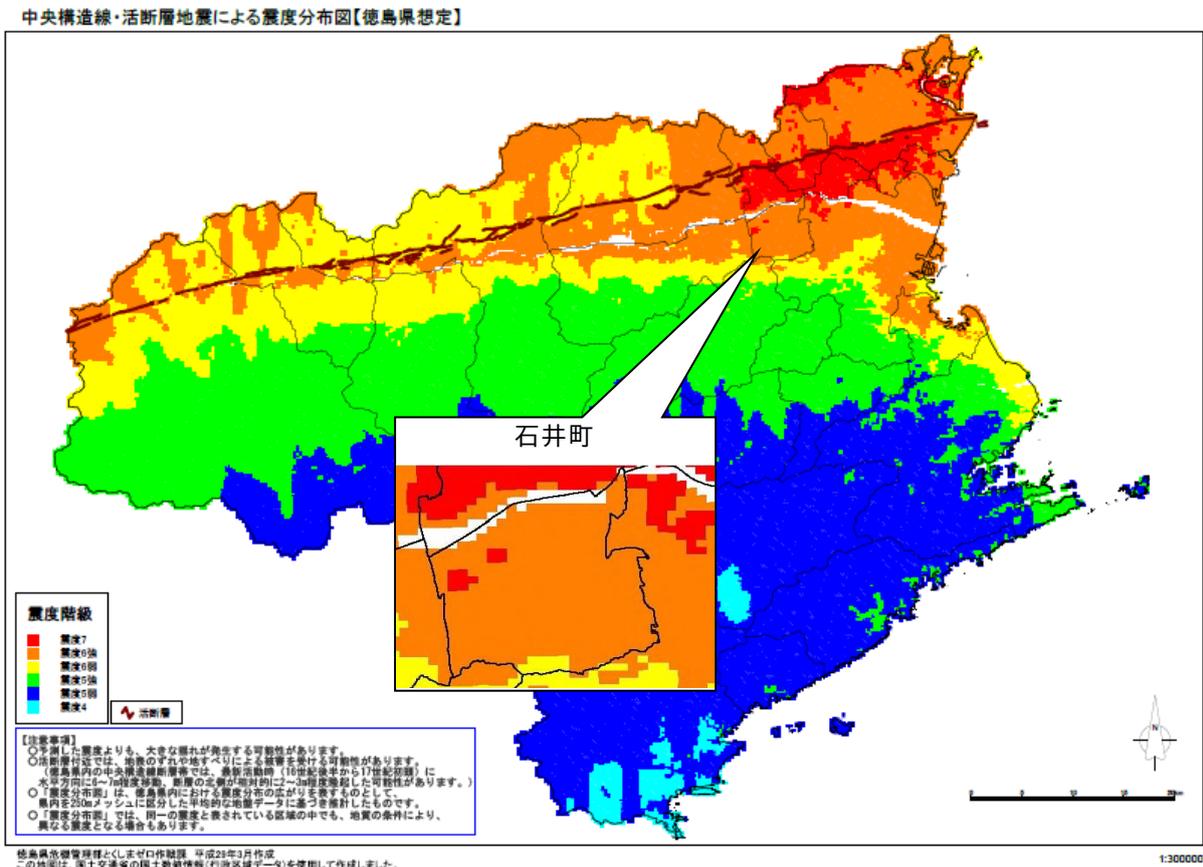
(2) 直下型地震

本町北部近郊には「中央構造線断層帯」が縦断しており、この断層を震源とする地震が今後 30 年以内に発生する確率は 0~0.4% であり、地震の規模はマグニチュード 7.7 程度になると想定されている。

町南部の「上浦-西月ノ宮断層」は、国の「主な活断層における発生確率のランク」は「Xランク（すぐに地震が起きることが否定できない）」に区分されているが、この断層を震源とする地震が発生した場合、地震の規模はマグニチュード 6.5 程度になると想定されている。

直下型地震は「中央構造線断層帯」「上浦-西月ノ宮断層」とともに発生確率は低いが、平成 28 年に熊本地震（布田川断層帯）、鳥取県中部地震（未知の断層）が相次ぎ発生したことから、ひとたび発生すれば甚大な被害が予想される。

徳島県中央構造線・活断層地震被害想定において、本町における最大震度は「7」となっており、本町で想定されている被害は、以下に示すとおりである。



「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」（平成 29 年 7 月 25 日 徳島県公表）より

(ア) 建物全壊・焼失棟数

(単位：棟)

揺れ	液状化	急傾斜地	火災			合計		
			冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
2,300	20	※	10	10	20	2,400	2,400	2,400

(イ) 建物半壊棟数

(単位：棟)

揺れ	液状化 (大規模半壊を含む)	急傾斜地	火災	合計
2,100	490	※	—	2,400

(ウ) 死者数・負傷者数

(単位：人)

区分	ケース	死者数	負傷者数	
				うち重傷者数
揺れ	冬深夜	150	720	210
	うち家具転倒	10	190	40
	夏12時	90	460	120
	うち家具転倒	※	110	20
	冬18時	110	510	140
	うち家具転倒	※	120	30
急傾斜	冬深夜	※	※	※
	夏12時	※	※	※
	冬18時	※	※	※
火災	冬深夜	※	※	※
	夏12時	※	※	※
	冬18時	※	※	※
ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物	冬深夜	※	※	※
	夏12時	※	20	※
	冬18時	※	30	10
合計	冬深夜	150	720	210
	夏12時	90	480	130
	冬18時	110	550	160

(エ) 上水道

給水人口 (人)	復旧対象 給水人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
		断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)
24,500	24,500	98	24,100	88	21,500	70	17,100	16	3,900

(オ) 電力

電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直後		1日後	
		停電率(%)	停電軒数	停電率(%)	停電軒数
11,800	11,800	100	11,800	79	9,300

(カ) 通信

回線数	復旧対象 回線数	直後		1日後	
		不通率(%)	不通回線数	不通率(%)	不通回線数
6,100	6,100	100	6,100	79	4,800

(キ) 避難者(冬 18 時)

人口	1 日後			1 週間後			1 ヶ月後		
	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
25,954	4,600	3,100	7,700	5,500	5,500	10,900	3,100	7,200	10,400

(ク) 帰宅困難者(日中)

帰宅困難者数
780～1,300

(ケ) 医療機能(冬 18 時)

入院需要			
重傷者数	死者の1割	要転院患者数	合計
140	10	20	170

(カ) 災害廃棄物等(冬 18 時)

災害廃棄物(万トン)		
冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
50	50	50

(シ) 住機能支障(冬 18 時)

全戸数	必要応急仮設住宅戸数
8,900	1,200

(ス) エレベーター閉じ込め

エレベーター数	閉じ込め可能性のある台数			
	安全装置作動	揺れによる故障	停電	合計
50	※	※	10	10

(セ) 災害時要援護者(冬 18 時)

避難所生活者数 (1 週間後)	避難所生活者のうちの災害時要援護者数							
	65 歳以上 高齢単身者	5 歳未満 乳幼児	身体障 がい者	知的障 がい者	要介護認定者 (要支援者 除く)	難病患者	妊産婦	外国人
5,500	160	220	260	50	200	40	50	20

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

2) ※は、若干数を表す。

出典：徳島県中央構造線・活断層地震被害想定（徳島県）

3 対象とする自然災害（想定するリスク）

本計画で対象とする自然災害に関しては、「2 本町の特性」や

- (1)南海トラフ巨大地震の今後30年以内の発生確率が60～90%程度となっていること。
 - (2)中央構造線活断層帯等の活断層を震源とする直下型地震も懸念されること。
 - (3)近年、台風・ゲリラ豪雨等による集中豪雨が頻発していること。
 - (4)これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生が懸念されること。
- などから、次のように想定する。

災害の種類	想定する規模等	本町の災害特性等
南海トラフ巨大地震	徳島県南海トラフ巨大地震被害想定に基づく最大規模の地震動	町全域における家屋等の倒壊
直下型地震	徳島県中央構造線・活断層地震被害想定に基づく地震動	町全域における家屋等の倒壊
風水害	スーパー台風や集中豪雨等が数時間続くことで生じる風水害	吉野川、飯尾川、江川などの氾濫等
土砂災害	記録的な大雨による土砂災害、地震の揺れによる土砂災害	土砂災害(特別)警戒区域、土砂災害危険箇所の崩壊
複合災害	大規模地震や大雨による洪水などが繰り返し発生する被害	上記の複合災害

4 施策分野の決定

評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野は、基本計画の施策分野を参考に次の5つの個別的施策分野と5つの横断的分野とした。

(1) 個別施策分野

①行政施策分野	行政機能 警察・消防等
②住環境分野	住宅・都市 環境
③保健医療・福祉分野	保健医療・福祉
④産業分野	エネルギー 金融 情報通信 産業構造 農林水産
⑤県土保全・交通分野	交通・物流 土地保全 土地利用

(2) 横断的施策分野

①リスクコミュニケーション分野	リスクコミュニケーション施策
②人材育成分野	人材育成・確保施策
③研究開発分野	AI、IoT技術等のデジタル活用
④長寿命化対策分野	施設等の老朽化対策等
⑤人口減少・少子高齢化対策分野	人口定着施策等

5 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、基本計画の35の最悪の事態を参考にしつつ、想定したリスク及び本町の特性を踏まえて、6つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして29の「起きてはならない最悪の事態」を次のように設定した。

(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 地震に伴う住宅密集地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-4 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊
		4-2 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間にわたる機能の停止
		5-3 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4 上水道施設の長期間にわたる機能停止、及び農業用水の長期間にわたる機能停止
		5-5 交通インフラの長期間にわたる機能停止
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
		6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(3) 6つの目標の時間軸上の整理

6つの目標を、災害のフェーズにおける時間軸上で整理したものは、次のとおりである。

事前に備えるべき目標		事前復興	災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1	大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る					
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難環境生活を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ					
3	必要不可欠な行政機能の確保					
4	経済活動を機能不全に陥らせない					
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる					
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備					

また、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために現在実施されている施策を洗い出し、現状の脆弱性の分析・評価を行う。

IV 国土強靱化の推進方針

●プログラムごとの推進方針

プログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、また、「強靱化を推進する上での基本的な方針」を念頭に置きながら、起きてはならない最悪の事態を回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、プログラムごとに推進方針としてとりまとめ、あわせて重要業績指標について目標値を設定した。（「事前に備えるべき目標」の中で関連の深いプログラムについてはまとめることとした。）

●施策の重点化

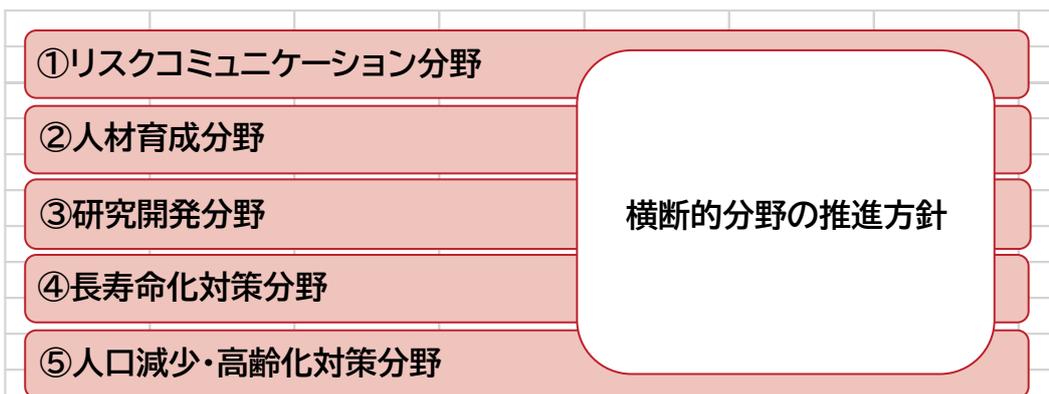
29のプログラムについては、本町が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また国の基本計画と県の地域計画の一体性等を考慮し、プログラムの重点化を行うこととする。

【推進方針の取りまとめイメージ】

個別施策分野

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野					推進方針	重要業績指標
			行政施策分野	住環境分野	保険医療福祉分野	産業分野	国土保全交通分野		
1 人命の保護が最大限図られる。	1 すべての人命を守る	1-1 000…		●				起きている最悪の事態を回避するために必要な取組の方針	住宅の耐震化率
		1-2 000…					●		耐震改修数
2 重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。	2 救助・救急、医療活動…	2-1 000…		●		●	●	起きている最悪の事態を回避するために必要な取組の方針	福祉避難所数
			●		●		●		消防団員の確保
3 ……	3 0000…								
4 ……			●						

横断的分野



事前に備えるべき
目標 ①

あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ

- 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
- 1-2 地震に伴う住宅密集地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

1-1-① 公共施設等の耐震化の推進

<要点>

本町における「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定」及び「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」では、地震における震度はそれぞれ最大震度7の揺れが想定されており、多くの人的被害・建物被害が生じる可能性があることから、公共施設等の耐震化・非構造部材の耐震対策に取り組む。

- ・石井町耐震改修促進計画に基づき、災害時に重要な機能を果たす町有特定建築物（庁舎、学校、体育館、公民館等）の耐震化や天井等非構造部材の落下防止対策等の推進に取り組む。
- ・不特定多数の住民が利用する施設や指定避難所等は、施設管理者等との協力のもと、耐震診断・耐震改修の推進に努める。耐震化に当たっては、災害時に重要な機能を果たす施設等、優先順位を定め、計画的に進める。また、安全な指定避難所の確保に向け、指定避難所の耐震化や非構造部材の耐震対策に取り組むとともに、避難収容人員等の状況を踏まえつつ、避難所の集約化についても検討する。
- ・本町の公営住宅は、7団地、32棟、165戸あり、旧耐震基準で建築されているため、耐震診断・耐震改修が必要であり、石井町公営住宅等長寿命化計画（令和6年3月改定）に基づき、町営住宅ストックの長寿命化、ライフサイクルコストの縮減及び老朽化が進んでいる公営住宅については、廃止等についても検討していく。また、災害に強い町づくりを進めるためにも、公営住宅等ストック総合改善事業等を推進する。
- ・また、改良住宅についても、石井町改良住宅等長寿命化計画（令和5年3月策定）に基づき、改良住宅ストック総合改善事業を通じて、耐震化及び長寿命化を図る。
- ・小学校・中学校の耐震化率は100%となっているが、更なる安全性向上を図るため、学校校舎の窓ガラスの飛散防止対策等の非構造部材の耐震対策に取り組む。また、幼稚園等の施設については、耐震診断を実施し、耐震改修に取り組む。
- ・社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設管理者等との協力のもと、施設の耐震化やスプリングラーの設置による安全性の向上を促す。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
石井町耐震改修促進計画の改定	・令和4年3月に改定した「石井町耐震改修促進計画」の推進、必要に応じた計画の見直し	危機管理課
公共施設等の耐震化	・公共施設等の耐震化に向け、優先順位を定め たうえで、計画的な耐震診断・耐震改修 ・老朽化した公共施設等については、利用状況 や機能集約の可否等を勘案したうえで、施設 の集約・統合、廃止等も含めた検討	建設課、財政課、教育委員会、福祉生活課、水道課、施設管理者等
石井町公営住宅長寿命化計画及び石井町改良住宅長寿命化計画の推進	・「石井町公営住宅長寿命化計画」及び「石井町改良住宅長寿命化計画」の推進、必要に応じた計画の見直し	福祉生活課
公営住宅・改良住宅の耐震診断・耐震改修	・耐震性能に不安のある住棟を中心とした、適切な耐震診断・耐震改修、また、建替、廃止等を含めての検討	福祉生活課
学校施設等における非構造部材の耐震点検・対策	・学校施設の更なる安全性の確保に向け、非構造部材等の定期点検及び対策	教育委員会
福祉施設等の災害時対応の機能強化	・町有の福祉施設の耐震診断・耐震改修 ・避難行動要支援者等が利用する福祉施設の耐震診断・耐震改修の促進 ・消防設備点検等の実施と災害時対応における機能強化	施設管理者等

■目標値

指標	現況	目標
町有特定建築物（庁舎、学校、体育館、公民館等）の耐震化率	100% （令和7年度）	維持 （令和11年度）

1-1-② 住宅・建築物の耐震化の促進

<要点>

本町の南海トラフの巨大地震等による人的被害の多くは、揺れによるものであることから、住民等の命を守るため、減災効果の大きい住宅の耐震化に取り組む。

- ・住宅の耐震化率 75.1%となっており、住民に対して、耐震化の必要性や耐震診断・耐震改修の支援事業等の周知を図り、住宅・建築物等の耐震化を促す。
- ・住宅や建築物の倒壊は、地震発生時の直接的な被害の発生にとどまらず、避難行動の妨げや地震火災の発生等にもつながることから、被害の拡大防止等を目指して耐震化を促進する。
- ・災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
石井町耐震改修促進計画の改定	・令和4年3月に改定した「石井町耐震改修促進計画」の推進、必要に応じた計画の見直し	危機管理課
住宅の耐震化に関する既存の支援事業の継続・充実	・「木造住宅耐震診断支援事業」、「木造住宅耐震改修支援事業」、「耐震シェルター設置支援事業」、「住宅の住替支援事業」、「住まいのスマート化支援事業」、「民間建築物耐震化支援事業」、「危険ブロック塀等安全対策支援事業」、「石井町ブロック塀等撤去支援事業」、「家具転倒防止対策推進事業」の継続及び充実	危機管理課
既存の支援事業の充実及び新たな支援事業の検討	・耐震診断・耐震改修の促進において、障害の一つとなっている費用負担の軽減に向け、町独自の上乗せ等の検討 ・家庭での安全対策として、家具の転落・転倒防止対策の啓発や周知、新たな支援制度等の検討	危機管理課
支援事業等の啓発・周知	・広報やHP等を通じて、住宅の耐震化に関する支援事業等の啓発・周知	危機管理課

■目標値

指標	現況	目標
住宅の耐震化率	75.1% (令和4年3月)	85% (令和11年度末)
耐震診断数	665件 (平成16年度～ 令和7年度)	750件 (平成16年度～ 令和11年度)
耐震改修数	11件/年 (令和2年度～ 令和7年度平均)	15件/年 (令和8年度～ 令和11年度平均)
家具転倒防止対策事業実施件数	421件 (令和6年度末)	500件 (令和11年度末)

1-1-③ 建築物等の倒壊防止対策

<要点>

大規模地震時の建築物等の倒壊による被害拡大を抑制するため、空き家対策等に取り組むとともに、徳島県が公表した「大規模盛土造成地マップ」や、中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震等の被害想定のお知らせ・啓発に取り組む。

- ・平成 27 年に施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法に則り、空き家の適正管理及び利活用の推進をおこない、空き家等の倒壊を防止し地域防災力の向上と住環境の保全に繋げる。
- ・徳島県が公表した「大規模盛土造成地マップ」等を活用しながら、マップに示された町内 2 箇所周辺の住民への周知・啓発に努める。
- ・中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の危険性の認識を高めるため、徳島県が作成する被害想定の結果等を踏まえながら、住民への周知・啓発に努める。
- ・中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震による「多数の人が利用する施設」等の倒壊による死者の発生を防止するため、徳島県の「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」に基づき、活断層直上の新築等の防止に関する周知に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の被害想定のお知らせ	・徳島県が作成する被害想定の結果等を踏まえ、住民への周知・啓発	徳島県、危機管理課
徳島県の「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」のお知らせ	・活断層直上における新築等の防止に向け、「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」の周知・啓発	徳島県、危機管理課
石井町空き家再生等促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力の向上及び住環境の保全に資する老朽危険空き家等の除却、空き家住宅の耐震化及びリノベーション等への補助を行う ・石井町空き家バンクを通じて空き家の利活用を推進し、管理不全空き家の発生リスクを抑制するとともに本町への定住・移住の促進を図る 	総務課、建設課、危機管理課
空き家等対策の推進に向けた体制整備石井町空き家等対策計画（令和 4 年 3 月改定）	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策の推進に関する特別措置法に基づく法定協議会「石井町空き家等対策協議会（平成 28 年 11 月設置）」の運営（「石井町空き家等対策計画（令和 4 年 3 月改定）」及び対策の実施に関する検討・協議等）を行う ・空き家等の所有者特定及び改善等の働きかけを行うため、組織内連携及び情報共有を行う 	総務課、税務課、住民課、建設課、危機管理課、環境保全課
大規模盛土造成地マップ等の周知	・徳島県の「大規模盛土造成地マップ」等を広報やHP等による情報発信	徳島県、建設課

1-1-④ 建築物等における防火用設備等の充実

<要点>

社会福祉施設や病院等における防火用設備等の充実を図るとともに、住宅等における住宅用火災警報器や消火器、感震ブレーカー等の設置を促す。

- ・社会福祉施設や病院等は、火災等が発生した際に、自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設管理者等との協力のもと、スプリンクラーの設置や防災用施設等の整備を進める。
- ・震災時における火災の発生、延焼を防止するため、町営住宅や個々の家庭において、住宅用火災警報器や消火器、感震ブレーカー等の設置を促す。また、LPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促す。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
社会福祉施設等の耐火性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者等との協力のもと、スプリンクラーの設置や防火用施設等の整備 ・定期的な点検の実施と結果を踏まえた施設・設備等の改修 	福祉生活課、長寿社会課、消防署、施設管理者等
町営住宅における耐火性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器等の設置、更新 ・「石井町公営住宅長寿命化計画」に基づく設備の修繕、更新 	福祉生活課
家庭における防火用設備等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカーの設置促進 	危機管理課、消防署
LPガス放出防止装置等の設置促進	<ul style="list-style-type: none"> ・LPガス放出防止装置等の設置促進 	危機管理課、徳島県、社団法人徳島県エルピーガス協会

■目標値

指標	現況	目標
町営住宅の防火設備（消火器等）の整備	100% （令和2年度）	必要に応じて更新 （令和7年度）
住宅用火災警報器の設置率	77.8% （令和7年5月）	80% （令和11年度）

1-1-⑤ 自助・共助の取組強化

<要点>

防災の基本は、“自助”であるとの認識のもと、住民一人ひとりの防災意識の高揚や防災知識の習得等を図るとともに、自主防災組織の活動支援や家庭内でのFCP（家族継続計画）の普及等に努め、自助・共助の取組強化に努める。

- ・ 防災の基本は、“自助”であるとの認識のもと、定期的な防災訓練の実施等を通じて住民一人ひとりの防災意識の高揚や防災知識の習得等を図るとともに、防災訓練への参加促進や家庭内でのFCP（家族継続計画）の普及等に努める。
- ・ 自主防災組織や地域（班・実行部単位等）の小さな単位での防災訓練の実施に取り組むとともに、消火訓練や炊き出し、夜間の避難訓練等、地域の特性に応じた訓練内容等の工夫に努める。
- ・ 自主防災組織の未結成地区の解消を図るとともに、石井町自主防災組織連絡協議会を通じて各自主防災組織の活動支援に努める。また、自主防災組織ごとに、活動目標の検討や地区防災計画の策定に取り組む等、活動の活性化につなげる手段等の検討に努める。
- ・ 自主防災組織と連携を図りながら、町職員OBや消防署職員OB、消防団OB等の人材活用により、中核となる防災リーダーの育成に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
防災訓練の実施	・ 定期的な防災訓練の実施 ・ 自主防災組織が実施する自主的な訓練の支援	危機管理課、自主防災組織、関係機関等
家庭内でのFCP（家族継続計画）の普及	・ FCPの普及・啓発により、家庭内での話し合いの場の創出	危機管理課、自主防災組織
自主防災組織の活動支援	・ 石井町自主防災組織連絡協議会を通じた各自主防災組織の自主的な活動の支援 ・ 活動の支援を通じて活動カバー率の向上	危機管理課、自主防災組織連絡協議会
防災リーダーの育成	・ 町職員OBや消防署職員OB、消防団OB等の人材活用等による防災リーダーの育成	危機管理課、自主防災組織、関係機関等

■目標値

指標	現況	目標
自主防災組織活動カバー率	86.2% (令和7年度)	86.2% (令和11年度)

1-1-⑥ 救助・救急、消火活動体制の強化

<要点>

地域防災力の向上に向け、消防施設・設備等の計画的な更新や機能強化等に努めるとともに、円滑な救助・救急、消防活動等に向け、広域的な連携強化に取り組む。

- ・防火水槽や消火栓、消防車等の消防施設・設備等は、老朽化が進んでいるものもあり、計画的な更新や機能強化に努める。
- ・地域消防力の向上に向け、令和7年度に消防団活動支援アプリを導入し、火災現場等での活動支援や報告・連絡を簡素化し、消防団員の確保を図るとともに、装備や資機材、消防団員の処遇等の充実・強化に努める。
- ・大規模な地震時には、水道管の寸断が生じ、消防活動等に支障をきたす可能性が懸念されることから、耐震性を備えた耐震性防火水槽・耐震性貯水槽の設置に取り組む。
- ・大規模災害発生時の円滑な救助・救急、消防活動等に向け、自衛隊、警察、消防、国、県、町、自主防災組織等の連携強化に取り組むとともに、合同の防災訓練等の実施に努める。
- ・自衛隊、警察、消防等の円滑な救助・救急、消火活動の支援に向け、必要な情報等の提供体制の強化に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
消防施設・設備等の更新、機能強化	・消防施設・設備等の計画的な更新や機能強化	危機管理課、消防署
消防団員の確保	・消防団員の確保	危機管理課
救急・救助活動等における広域体制の構築	・大規模災害時における円滑な救急・救助活動等に向け、関係機関等との広域連携体制の構築、連携強化 ・関係機関等が連携した実践的な訓練の計画的な実施	危機管理課、健康増進課、徳島県、関係機関等

■目標値

指標	現況	目標
消防団員の確保	337人 (令和7年度)	340人 (令和11年度)
消防団協力事業所	2事業所 (令和7年度)	4事業者 (令和11年度)
徳島県消防団応援の店	12店 (令和7年度)	20店 (令和11年度)

リスクシナリオ	1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
---------	---

1-3-① 河川整備等の推進

<p><要点></p> <p>大規模水害による被害を最小限にするため、『「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく吉野川下流域の減災に係る取組方針』（平成 28 年 8 月 31 日）に基づき、ハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進に努める。また、河川管理者に対して、河道掘削や整備等の要望に努める。</p>

- ・吉野川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の『「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく吉野川下流域の減災に係る取組方針』（平成 28 年 8 月 31 日）に基づき、関係機関と減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進に努める。
- ・大規模水害による被害を最小限にするため、河川管理者に対して、河道掘削や整備、排水施設の機能強化等を要望し、計画的な河川整備を促す。
- ・広域な浸水被害が発生した際に、速やかな排水を促すために、排水ポンプ車を有する国土交通省等との連携強化を図るとともに、合同訓練への参加や排水ポンプ車要請を想定した訓練等に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
河川整備の促進	・河川管理者に対して、河道掘削や整備、排水施設の機能強化等の要望	建設課、徳島県、国
『「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく吉野川下流域の減災に係る取組方針』に基づくハード・ソフト対策の推進	・『「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく吉野川下流域の減災に係る取組方針』に基づくハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進	吉野川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会（国、徳島県、周辺市町（10市町）、危機管理課、建設課）
広域浸水時の排水対策に向けた関係機関との合同訓練の実施	・合同訓練への参加 ・排水ポンプ車要請を想定した訓練、手順の確認	危機管理課、国、徳島県、関係団体

1-3-② 事前の防災力の強化

<要点>

大規模水害による被害を最小限にするため、洪水ハザードマップの作成やタイムラインの運用等により、住民の防災意識の高揚や避難体制の強化等に努める。

- ・ 徳島県が公表した町内の中小河川の浸水想定を反映させた洪水ハザードマップの更新に取り組む。なお、洪水ハザードマップの更新時には、洪水ハザードマップ上の指定避難所等の情報更新を行う。
- ・ 市町ごとのタイムライン（事前行動計画）を関係機関との連携のもと運用を図るなかで必要に応じて改良を行っていく。
- ・ 堤防の決壊を防ぐためには、水防活動が必要不可欠であり、水防技術を適切に伝えていくため、水防指導者の育成に向け、講習会や実践的な訓練の開催を図る。
- ・ 市町境を越える氾濫に対して、人的被害の回避はもとより、被害の最小化をめざし、関係機関参加のもと、実践的な広域演習の実施を図る。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
洪水ハザードマップの更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徳島県が公表した町内の中小河川の浸水想定を反映させた洪水ハザードマップの更新 ・ 作成する洪水ハザードマップについては、広報やHP等を活用して住民への周知 	危機管理課
タイムラインの運用・必要に応じた改良	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイムラインの運用と必要に応じた改良 	危機管理課、徳島県、国
水防指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新の水防工法やロープワークの講習会や実践的な訓練の開催 	国、徳島県、関係市町、危機管理課
広域的な危機管理演習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉野川右岸の堤防決壊を想定した実践的な広域演習の実施 	国、徳島県、関係市町、関係機関、危機管理課

1-3-③ 情報伝達体制の強化

<要点>

災害の発生や避難情報等を、いち早く、確実に伝えるため、デジタル防災行政無線など、既存ツールの普及促進や情報伝達手段の多重化、住民相互の呼びかけ等を促し、情報伝達体制の強化に努める。

- ・災害の発生や避難情報等を、いち早く、確実に住民に伝えるため、デジタル防災行政無線、衛星携帯電話等を整備している。今後も、確実な情報伝達体制の構築に向け、更なる情報伝達手段の多重化に向けた検討を進める。
- ・緊急速報メールやエリアメール等の普及を通じて、住民が容易に情報を入手できる環境整備とあわせて、自主防災組織をはじめとした様々な主体による率先避難行動や住民相互の呼びかけ等、地域のつながりを活かした情報伝達体制の強化に努める。
- ・「すだちくんメール」をはじめとした各種安否確認サービスについて、広報やHP等での周知、普及促進に取り組む。また、避難勧告等の発令時において、防災行政無線やHPでの周知に加え、「災害時情報共有システム」への入力時に緊急速報メール（エリアメール）の配信を行う体制の構築を図る。
- ・「住民自らが入手・判断・行動」できる情報の提供・共有体制の構築に向け、SNS等の活用や新たなシステムの構築を検討する。
- ・避難勧告等の情報発信者が限定されており、情報発信者の不在時等においても確実な情報発信が可能となるよう、情報発信者要員の複数化や情報発信手順のマニュアル化に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
情報伝達手段の多様化	・CATVとの連携や画像転送システムの導入、子局への通話機能拡充を検討	危機管理課
防災無線テレフォンスービスの周知	・防災行政無線の放送内容が電話で確認できる「防災行政無線テレフォンスービス」の周知・徹底	危機管理課
移動系防災行政無線の活用	・移動系防災行政無線の更なる活用方法の検討	危機管理課
無線LANや衛星携帯電話の整備	・主要な避難所等における無線LANや衛星携帯電話等の整備及び活用方法の検討	危機管理課
総合情報通信ネットワークシステム（徳島県防災行政無線）の活用	・公衆通信網（有線、携帯電話）の途絶に備え、総合情報通信ネットワークシステム（徳島県防災行政無線）の活用	危機管理課、徳島県
自主防災組織等における情報伝達体制の強化	・防災訓練等を通じて、住民相互の呼びかけ等、地域のつながりを活かした情報伝達体制の強化	危機管理課、自主防災組織

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
既存の情報収集・共有ツールの周知	・「すだちくんメール」をはじめとした情報収集・共有ツール及び、避難情報の発令時に配信されるエリアメールについて、広報やHP等での周知、普及促進	危機管理課
SNSの活用等による新たなシステムの構築	・SNSによる、普段からの情報発信と災害時の情報発信手段としての活用 ・新たな情報収集・共有システムの検討	危機管理課
情報発信者要員の複数化・マニュアル化・システム一元化	・確実な情報発信が可能となるよう、情報発信者要員の複数化、情報発信手順のマニュアル化、及びシステムの一元化	危機管理課

■目標値

指標	現況	目標
多様な情報発信システムの一元化	検討 (令和7年度)	導入 (令和11年度)

1-3-④ 台風等の気象情報に関する住民の理解促進

<p><要点> 各機関から発信される気象情報や防災情報等に関して、住民の理解を高め、正しい避難行動等を促す。</p>
--

- ・気象情報や台風等の危険性に関する情報の精度は高まっていることから、各機関から発信される気象情報や防災情報等の住民の理解を高めることで、住民の命を守ることに繋がることが期待される。そのため、関係機関と連携を図りながら、自主防災組織や消防団等の地域の防災リーダーをはじめ、広く住民に対して、気象情報や防災情報等に関する正しい知識の習得機会等の創出に努める。
- ・気象情報や防災情報を適切に伝達する手段の確保とあわせて、得られた情報から、適切な避難行動等を行うことができるよう、住民の防災意識高揚に努める。特に、土砂災害警戒判定メッシュ情報では、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）が発表されたときには、土砂災害発生危険度の高まっている詳細な領域を把握することができることから、避難行動の判断基準として活用することの周知を図る。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
気象情報や防災情報等に関する住民の理解促進	・気象庁等が公表している資料等を活用しながら、住民に対して気象情報・防災情報等に関する啓発に努める。	危機管理課、気象庁

リスクシナリオ	1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
---------	---

1-4-① 土砂災害対策の促進

<p><要点> 土砂災害による被害を最小限にするため、国・徳島県と連携を図りながら、土砂災害対策に努める。</p>

- ・国・県と連携を図りながら、砂防・治山・地すべり・急傾斜地崩壊対策等のハード対策を推進し、地震や豪雨時等における土砂災害の発生や被害の抑制を図る。
- ・森林の持つ公益的機能を維持し、無秩序な伐採を未然に防ぐとともに、円滑な治山事業を可能にするため、保安林化を検討する。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
土砂災害対策	・国・県と連携を図りながら、砂防・治山・地すべり・急傾斜地崩壊対策等のハード対策	国、徳島県、建設課
保安林化の検討	・森林の持つ公益的機能を維持し、無秩序な伐採を未然に防ぐとともに、円滑な治山事業を可能にするため、保安林化を検討	徳島県、産業経済課

1-4-② 土砂災害等に対する防災意識の啓発

<p><要点> 土砂災害（特別）警戒区域の指定等を踏まえ、土砂災害に対する住民の防災意識の高揚を図る。</p>

- ・県による「土砂災害防止法」に基づく土砂災害（特別）警戒区域の指定等を踏まえ、土砂災害（特別）警戒区域が記載された災害ハザードマップの戸別配布やHP等での情報発信に努めており、今後も、土砂災害等に対する住民の防災意識の高揚に取り組む。
- ・関係機関と連携し、土砂災害警戒判定メッシュ情報等に関する周知や土砂災害を対象とした防災訓練等の実施を検討し、住民の防災意識の向上や災害対応能力の向上に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
災害ハザードマップの作成・配布	・土砂災害（特別）警戒区域の記載された災害ハザードマップの作成、戸別配布、HP等での情報発信	危機管理課
土砂災害を対象とした防災訓練の実施	・関係機関と連携した土砂災害を対象とした防災訓練の実施	危機管理課、建設課、徳島県、関係機関

1-4-③ 警戒避難体制の整備

<要点>

土砂災害の発生が懸念される際に、円滑な避難の実現に向け、土砂災害（特別）警戒区域内に位置する世帯情報等の把握等に努める。

- ・土砂災害の発生が懸念される際に、速やかに避難情報等を伝達し、円滑な避難行動につなげていくため、土砂災害（特別）警戒区域内に位置する世帯情報等の把握や情報伝達手段の確保等に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
土砂災害警戒区域内に位置する世帯情報等の把握	・土砂災害警戒区域内に位置する世帯情報（災害時要援護者の有無を含む）等の把握	危機管理課、福祉生活課

1-4-④ ため池対策の推進

<要点>

ため池被害の未然防止や被害軽減に向け、ハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進に努める。

- ・本町は、5箇所のため池を有しており、被害の未然防止や被害軽減に向け、ハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進に努める。
- ・老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・診断を実施し、補強の必要なため池については、耐震性の向上に努める。
- ・ため池整備には時間を要することから、決壊すると多大な影響を与えるため池については「ため池ハザードマップ」を作成し、住民への災害リスクの周知や災害対応力の向上に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
農村地域防災減災事業（ため池ハザードマップ作成事業）	・ため池決壊時に、人命・人家等に甚大な影響をおよぼすおそれがあるため池について、ため池ハザードマップを作成	建設課、徳島県
農村地域防災減災事業（ため池耐震診断）	・大規模地震に対するため池の耐震性を検証	建設課、徳島県
農村地域防災減災事業（ため池耐震工事）	・耐震診断調査の結果を踏まえ、大規模地震に対するため池の耐震性を向上	建設課、徳島県

事前に備えるべき
目標 ②

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

リスクシナリオ

- 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
- 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
- 2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

2-1-① 食料や水等の備蓄の推進

<要点>

家庭や地域（自主防災組織等）、町、徳島県等が、それぞれの適切な役割に応じた備蓄に努める。

- ・大規模災害時における一定期間の孤立等に備えるため、徳島県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」が示した「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」（令和5年5月改訂）に基づき、公的備蓄と住民自らによる備蓄の適切な役割分担を図りながら、食料・飲料水等の備蓄に取り組む。
- ・家庭における備蓄においては、ローリングストックや冷蔵庫等での貯蔵を含め、飲料水や食料等、避難生活に必要な物資の備蓄に努めるよう、啓発に取り組む。
- ・備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討する。
- ・高齢者や乳幼児、障がい者等が必要とする紙おむつや医薬品、粉ミルク、哺乳瓶等の物資は、介護者等が、アレルギーを持つ家族等がいる場合については、その家族にて食物アレルギーに対応した食料品の確保等に努めることの啓発に取り組む。
- ・自主防災組織等においては、初期消火、救出・救護、炊き出し用資機材等の備蓄に努める。
- ・町は、家屋倒壊等により備蓄物資を確保できなかった被災者に対する食料や飲料水等、避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に取り組む。また、災害時要援護者や女性の避難生活に必要な備蓄物資の確保に配慮する。
- ・災害時における飲料水の確保に向け、浄水器の配備、給水タンクやポリタンクの確保、応急配管及び応急復旧用資器材等の備蓄増強を図るとともに、必要に応じて飲料水兼用耐震性貯水槽の設置に努める。

※ローリングストック：備蓄食品を回転（ローリング）させながら備蓄（ストック）するという意味で、日常的に消費する食品を多めに購入し、定期的に食べながら新しいものを買って足すことで、非常食を備蓄する方法。備蓄食料の賞味期限切れを防ぐことができ、日常から食べ慣れたものを非常食にできる。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
備蓄に関する啓発	・家庭や地域（自主防災組織等）における備蓄に関する啓発	危機管理課、自主防災組織
公的備蓄の充実	・発生直後の生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水、生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材等の備蓄	危機管理課

■目標値

指標	現況	目標
食料備蓄量 （一般分、要配慮者） ※避難所生活者(想定最大)5,500人 （県備蓄方針）2食／日で町は1日分を備蓄 → 2日分を目標とする 在宅避難者や車中泊、帰宅困難者を考慮	一般分 11,100食 要配慮者 1,500食 （令和7年度）	一般分 15,600食 要配慮者 2,400食 （令和11年度）
水備蓄量 ※500mlペットボトル	23,000本 （令和7年度）	33,000本 （令和11年度）
備蓄計画の作成・更新	作成 （令和7年度）	更新 （随時）

2-1-② 救援物資等の受援体制の整備

<要点>

大規模な災害時における全国各地からの救援物資等の受援体制の検討、後方支援拠点としての機能強化等に努める。

- ・飯尾川公園が徳島県広域防災活動計画において「救助救急活動拠点」の候補地、徳島県農業協同組合名西支店が「地域内輸送拠点」の候補地となっており、大規模災害時の後方拠点としての機能強化に努める。
- ・大規模な災害時には、全国各地から多くの救援物資等が搬送されてくることが想定されるため、受援体制の検討に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
受援体制の検討	・受援体制の検討 ・後方支援拠点としての具体的な行動計画の策定や関係機関と連携した訓練の実施	危機管理課、建設課、産業経済課、関係機関

2-1-③ 物資調達・供給体制の構築

<要点>

町内に立地している民間事業者等との連携を図りながら、流通備蓄や調達が可能となる体制の構築に努める。また、拠点となる施設における機能強化や運営体制の構築、受援計画の策定等に努める。

- ・町は、賞味期限が短い、保管に広い場所が必要になる等、備蓄に適さない物資や大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、民間事業者との物資調達に関する協定等により、流通備蓄として確保が可能となる体制整備に取り組む。
- ・町内の民間事業者等において生産されている食品等について、災害時における調達等が可能となる体制の検討に向け、町内立地企業との災害時における食料品等の供給に関する協定の締結等に取り組む。
- ・地域内輸送拠点である「徳島県農業協同組合名西支店」において、その施設内レイアウトや運営体制の検討に取り組む。
- ・発災時の迅速な食料・飲料水、生活必需品等の確保・搬送に向け、受援計画の策定の検討に取り組むとともに、民間事業者や徳島県、町が連携しながら、様々な事態を想定した訓練の実施に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
物資調達に関する協定の締結	・流通備蓄の確保に向け、民間事業者等との物資調達に関する協定等の締結	危機管理課、産業経済課
輸送拠点の運営体制の検討	・地域内輸送拠点である「徳島県農業協同組合名西支店」における運営体制の検討	危機管理課
支援物資等の確保、搬送体制に関する訓練の実施	・支援物資の確保・搬送等に関して、民間事業者や徳島県、町等による合同訓練の実施	危機管理課、徳島県、民間事業者

■目標値

指標	現況	目標
物資調達に関する協定締結数	4件 (令和7年度)	6件 (令和11年度)

2-1-④ 水道施設の耐震化

<要点>

日常生活に欠かせない重要ライフラインである水道を、平常時はもとより大規模災害が発生しても供給継続できるよう水道施設の更新・耐震化や停電対策に取り組み、迅速に応急復旧や応急給水等を実施する為の危機管理体制構築等に努める。

- ・本町の水道施設は配水池については耐震化が完了しているが、管路については経年管（法定耐用年数を経過している管）の延長が約184kmとなっていることから計画的な更新・耐震化に取り組む。
- ・各種計装機器やポンプ施設、モニター施設等についても、老朽化が進んでおり、全面的な更新に取り組むと同時に自家発電設備等の設置など、停電対策等についても検討する。
- ・大規模災害発生時に水道施設が被害を受けた場合、早期復旧を実現するため復旧用資材や人材等の確保に向けて民間事業者や近隣事業者との連携強化に取り組み、応急復旧体制の構築に努める。
- ・大規模災害発生時に水道施設が被害を受けた場合、飲料水確保に向け石井配水池への応急給水施設整備や避難所指定されている各学校等への耐震性貯水槽の設置等に取り組むとともに、給水タンク車の導入等応急給水体制の構築に努める。
- ・本町の浄水供給元である徳島市との連携強化を進め、大規模災害時においても迅速な浄水供給の復旧に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
水道施設の更新・耐震化	・管路及び各種水道施設の更新・耐震化に努める	水道課
停電対策	・配水池、各モニター場、各ポンプ場、水道課事務所に自家発電設備の設置を検討	水道課
応急復旧体制の構築	・復旧用資材の備蓄を検討 ・近隣事業者や民間事業者等と連携した人材の確保	水道課
配水池の応急給水施設の整備	・緊急時、配水池内に確保した水を応急給水に利用するための施設の整備	水道課
各学校等への耐震性貯水槽の整備	・避難所指定されている各学校等に応急給水に利用できる耐震性貯水槽を整備	水道課・総務課・危機管理課・教育委員会
給水タンク車の導入	・給水タンク車を利用した応急給水実施等の検討	水道課・総務課・危機管理課

2-1-⑤ 帰宅困難者の受入体制等の確保

< 要点 >

各学校や事業所における備蓄等を促すとともに、帰宅困難者の発生を見据えた公的備蓄の確保等に努める。

- ・町内での帰宅困難者としては、名西高等学校や農業大学校、徳島県立農林水産総合技術支援センターなど、町外からの通勤・通学者、いくつかの事業所の従業員が想定され、各学校や事業所等における備蓄や受入体制の強化等を促す。
- ・帰宅困難者の発生等を見据えた公的備蓄の確保等を検討するとともに、町内事業所等との連携を図りながら、帰宅困難者の把握方法や供給体制の構築等に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
各学校や事業所等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校や事業所等において、災害発生時の帰宅困難者の発生を見据えた備蓄の啓発 ・町内事業所等との連携による帰宅困難者の把握方法や供給体制の構築に向けた検討 	危機管理課

■目標値

指標	現況	目標
食料備蓄量 (一般分、要配慮者) ※避難所生活者(想定最大)5,500人 (県備蓄方針)2食/日で町は1日分を備蓄 → 2日分を目標とする 在宅避難者や車中泊、帰宅困難者を考慮	一般分 11,100 食 要配慮者 1,500 食 (令和 7 年度)	一般分 15,600 食 要配慮者 2,400 食 (令和 11 年度)
水備蓄量 ※500ml ペットボトル	23,000 本 (令和 7 年度)	33,000 本 (令和 11 年度)
備蓄計画の作成・更新	作成 (令和 7 年度)	更新 (随時)

リスクシナリオ	2-4 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

2-4-① 自衛隊、警察、消防等の広域応援部隊の活動拠点の確保

<要点>

自衛隊、警察、消防等の広域応援部隊の活動支援に向け、防災拠点施設等の整備に努める。

- ・自衛隊、警察、消防等の広域応援部隊の円滑な活動を支援するため、防災拠点施設等の整備を図る。
- ・自衛隊、警察、消防等の円滑な救助・救急活動等を促すため、関係機関と連携した実践的な訓練等の開催に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
防災拠点施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点施設等を整備し、広域防災活動拠点としての活用 ・自衛隊や警察、消防、ライフライン事業者等の関係機関との災害時における活用を見据えた事前調整 	建設課、危機管理課、関係機関
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点施設等での実践的な訓練の実施 	危機管理課、徳島県、関係機関

2-4-② 緊急車両等の円滑な通行の確保

<要点>

応急・復旧活動等に必要となる車両等の円滑な移動を促すため、緊急通行車両事前届出制度等の運用や徳島県の災害時情報共有システムの活用等に努める。

- ・発災後の速やかな道路啓開やライフラインの早期復旧に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の周知や的確な運用に努める。
- ・災害の発生時において、通行可能なルートを把握することのできる徳島県の「災害時情報共有システム」の情報の活用を図るとともに、ライフライン事業者等との情報共有体制の強化に取り組む。

2-4-③ 消防団や自主防災組織の充実強化

<要点>

自助・共助に重要な役割を担う消防団や自主防災組織の充実強化に努める。特に、魅力ある消防団活動等の検討や企業との連携、消防団員の確保等、多様な担い手の確保に努める。

- ・多様化する災害への対応に向け、消防団の装備資機材の充実・強化を図るとともに、令和6年度に準中型免許取得費等補助制度を整備、参加しやすい環境づくり等により、若年層や町外からの通勤者等の入団促進に努める。また、現職の消防団員の退職防止に向け、地震の揺れによって生じる被害の周知等による危機意識の向上を図るとともに、魅力ある消防団活動等の検討に努める。
- ・「消防団協力事業所表示制度」により、事業所の消防団活動への協力を促し、地域防災体制の充実に努める。
- ・自助・共助に重要な役割を担う消防団と自主防災組織等の連携強化に向け、防災訓練や意識高揚に努める。
- ・自主防災組織の未結成地区の解消を図るとともに、石井町自主防災組織協議会を通じて各自主防災組織の活動支援に努める。また、自主防災組織ごとに、活動目標の検討や地区防災計画の策定に取り組む等、活動の活性化につなげる手段等の検討に努める。
- ・自主防災組織と連携を図りながら、町職員OBや消防署職員OB、消防団OB等の人材活用により、中核となる防災リーダーの育成に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
消防団員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・参加しやすい環境づくり ・消防団協力事業所表示制度の加入促進 	消防団、危機管理課
消防団装備の充実、強化	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する災害に対応する消防団装備の充実 ・災害に対する知識や技能の習得に向けた研修会等への参加促進 	消防団、危機管理課
防災教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの頃からの防災教育による意識高揚 	危機管理課、教育委員会
消防団と自主防災組織の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練等の機会を通じて、消防団と自主防災組織等の関係性の強化 	消防団、自主防災組織、危機管理課

■目標値

指標	現況	目標
消防団員の確保	337人 (令和7年度)	340人 (令和11年度)
消防団協力事業所	2事業所 (令和7年度)	4事業者 (令和11年度)
徳島県消防団応援の店	12店 (令和7年度)	20店 (令和11年度)

2-4-④ 災害医療体制の構築

<要点>

災害時においても医療の提供の継続を図るため、医療機関等と連携を図りながら災害医療体制の構築に努める。

- ・災害時においても医療の提供の継続及び災害関連死の抑制を図るため、県や医療機関等との連携強化に取り組む。
- ・石井町と一般社団法人西郡医師会との「災害・事故等時の医療救護に関する協定書」に基づき、実効性のある災害医療体制の構築に向け、具体的な医療救護活動の行動計画等の検討に努める。
- ・大規模災害時の医療は、町内の医療機関での対応は限界があると想定されることから、DMA T（災害時派遣医療チーム）やDPA T（災害派遣精神医療チーム）、災害時コーディネーター等との具体的な連携方法の検討に努める。
- ・長期の避難生活におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の予防に向け、関係機関との連携のもと、対策に努める。
- ・災害時の医療活動の継続が図られるよう、医療救護所開設・運営マニュアルの更新、災害時医療ボランティアの確保及び災害用医薬品の備蓄等の検討を行う。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
医療機関等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・名西郡医師会等との災害協定の見直し ・徳島県（保健所）や医師会・助産師会との連携体制の強化 	健康増進課、危機管理課、名西郡医師会、関係機関
災害用医薬品の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・購入等についての検討 	健康増進課、危機管理課
関係機関等との連携方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・DMA T（災害時派遣医療チーム）やDPA T（災害派遣精神医療チーム）、災害時コーディネーター等との具体的な連携方法の検討 	健康増進課、危機管理課、医療機関、徳島県
医療活動の支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時救急医療資機材（JM-1×3台）等の整備及び管理 ・災害時医療ボランティア（登録看護師等）の確保 	健康増進課、危機管理課
医療救護体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所開設・運営マニュアルの更新 ・迅速に医療や救護を提供するための訓練実施 ・住民への災害時健康管理に関する啓発活動 	健康増進課、危機管理課、名西郡医師会
長期の避難生活におけるPTSD（心的外傷ストレス障害）等の予防	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、支援体制の構築 ・平時のこころの健康に関する啓発活動 	健康増進課、関係機関

2-4-⑤ 防災拠点等のエネルギー確保

<要点>

各種機関の救助・救急、医療活動に必要となるエネルギーの確保に努める。

- ・広域応援部隊の活動支援をはじめ、各種機関の救助・救急、医療活動の支援に向け、即時に利用できる燃料の備蓄等に取り組む。
- ・主要な避難所・救助活動等で必要となる燃料の確保に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
町内ガソリンスタンドとの協定	・公用車等の優先給油等に関する町内ガソリンスタンド事業者等との協定締結	危機管理課
即時に利用できる燃料の備蓄の検討	・保存用ガソリン缶詰、カセットボンベ使用の発電機等の備蓄 ・スマートフォンや携帯電話の充電器	危機管理課

■目標値

指標	現況	目標
スマートフォンや携帯電話の充電器	9 個 (令和 7 年度)	25 個 (令和 11 年度)

リスクシナリオ	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 2-7 大規模な自然災害と感染症等との同時発生
---------	--

2-6-① 避難環境の向上

<要点>

長期の避難生活に備えて、多様な避難所の確保に取り組むとともに、避難所の機能強化や自主的な避難所運営体制の構築等に努める。学校施設においては、避難所開設に協力するとともに学校教育活動の早期再開に向けた検討に取り組む。

- ・長期の避難生活に備えて、避難所における避難者の「生活の質（QOL）」の向上を図るため、避難所の機能強化を図る。
- ・「徳島県災害時快適トイレ計画」等を踏まえながら、避難所として指定されている公共施設や学校等における避難所トイレの確保・調達等に取り組む。
- ・自主防災組織等による自主的な避難所運営体制の構築に向け、避難所運営マニュアルの更新や避難所運営訓練等の実施に努めるとともに、避難所運営のリーダー育成を図る。運営リーダーの確保・育成に当たっては、自主防災組織と連携を図りながら、町職員OBや消防署職員OB、消防団OB等の人材活用を図る。
- ・避難所以外での避難生活として、車中泊避難が多発する可能性もあり、快適な避難所運営の実現による避難所への速やかな移動の呼びかけ、エコノミークラス症候群対策の周知等のルールづくりを検討する。
- ・避難所の開設時における、自主防災組織等による避難所の安全確認の実施体制の確立に向け、建築士会等と連携を図りながら講習会等の開催を検討する。
- ・避難所として指定されている学校施設については、町の防災部局との連携強化を図りながら、教職員が避難所リーダーとして活躍できる体制の構築に努める。また、大規模災害時等において学校施設を避難所として開設した際に、災害後の学校教育活動の再開は、地域が日常を取り戻し災害からの復旧・復興の第一歩となるとの認識のもと、避難生活と教育活動の共存のあり方や学校教育活動の早期再開に向けた事前検討に努める。
- ・暑さや寒さから避難所における避難者の健康を守り、「生活の質（QOL）」の向上を図るため、避難所施設の改修工事、冷暖房器具の購入等、必要な対策を図る。空調設備のない避難所については空調設備の整備に努める。古くなった空調設備については修理・更新等により災害時に滞りなく使用できるように維持管理に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
避難所の機能強化	・避難所におけるプライバシー確保手段の検討、 避難所における備蓄・資機材等の充実	危機管理課、自主防災組織、施設管理者等
避難所の暑さ寒さへの対策	・空調設備のない避難所に空調設備を整備 ・古くなった空調設備の修理・更新 ・冷暖房器具の整備 ・避難所施設の改修	危機管理課、施設管理者等
避難所運営マニュアルの更新	・自主防災組織の自主的な避難所運営体制の構築に向けた避難所運営マニュアルの更新周知 ・女性目線の避難所運営のあり方の検討	危機管理課、自主防災組織
避難所運営訓練の実施	・円滑な避難所の開設や運営等に備え、避難所運営訓練の実施	危機管理課、自主防災組織
避難所運営リーダー育成	・避難所における避難所運営リーダーの育成 ・女性のリーダー育成による女性目線の避難所運営体制の構築	危機管理課、自主防災組織
車中泊避難の対応ルールの検討	・車中泊避難者に対する対応ルールの検討 ・エコノミークラス症候群予防体操の周知	危機管理課、健康増進課、施設管理者等
学校内の避難所対応マニュアル・運営マニュアルの更新	・学校施設が避難所として開設される際の対応マニュアル、運営マニュアルの更新 ・避難生活と教育活動の共存のあり方や学校教育活動の早期再開に向けた事前検討	教育委員会、学校、危機管理課
小中学校屋内運動場空調設備の早急な整備	・令和7年度から令和11年度に、町内の小学校5校、中学校2校の屋内運動場に、空調設備を整備する。(中学校屋内運動場空調設備等整備事業・小学校屋内運動場空調設備等整備事業)	教育委員会、学校

■目標値

指標	現況	目標
簡易トイレ等の整備数	116個 (令和7年度)	116個 (令和11年度)
パーテーションの整備数	305個 (令和7年度)	400個 (令和11年度)
簡易ベッドの整備数	620台 (令和7年度)	1,000台 (令和11年度)
避難所調理用給水タンクの整備数	7台 (令和7年度)	10台 (令和11年度)
避難所調理用ガス調理器整備数	5台 (令和7年度)	15台 (令和11年度)
空調設備のある避難所数	12箇所 (令和7年度)	20箇所 (令和11年度)

2-6-② 要配慮者対策の促進

<要点>

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の対策として、避難行動要支援者名簿の作成や個別避難計画の作成、民間事業者や民生・児童委員をはじめとした関係団体等との連携体制の検討に取り組む。

- ・要配慮者対策を効果的に進めるため、自主防災組織及び民生・児童委員との発災時における協力体制の構築に努める。
- ・避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画作成の推進に努める。
- ・災害時における要配慮者の安否確認や避難の受入れ、長期避難生活において必要となる介護の支援等に関して、町内の居宅介護支援事業者やデイサービス事業者等との連携体制を検討する。
- ・高齢者や障がい者等が滞在する施設等における災害対応能力の向上に向け、自主的な防災訓練の実施の支援に努めるとともに、BCP（事業継続計画）の策定を促す。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
避難行動要支援者名簿の更新	・定期的な避難行動要支援者名簿の更新	福祉生活課、長寿社会課、危機管理課
個別避難計画の作成	・避難行動要支援者名簿に記載されている住民に対して個別計画の作成を推進	福祉生活課、長寿社会課、危機管理課
民間事業者等との連携体制の構築に向けた研究	・要配慮者対策において、民間事業者等との連携のあり方について検討	福祉生活課、長寿社会課、危機管理課
民間事業者等の災害対応能力の向上	・民間事業者等における自主的な防災訓練の実施の支援や防災計画の策定促進	福祉生活課、長寿社会課、危機管理課

■目標値

指標	現況	目標
避難行動要支援者個別避難計画の作成	2% (令和7年)	30% (令和11年)

2-6-③ 要配慮者支援の強化

<要点>

福祉避難所の確保を図るとともに、装備資機材の充実や運営体制の構築等に努める。

- ・福祉避難所として8施設（障害者支援施設有誠園、特別養護老人ホーム青藍荘、れもん、グループホーム濃姫、デイセンター上総介、高原幼稚園・保育所、とおりゃんせサードプレイス・ひかり、とおりゃんせサードプレイス・大地・うみ）が指定されているが、更なる福祉避難所の確保に努めるとともに、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応能力の向上に努める。
- ・福祉避難所の運営のあり方について、町と施設管理者等の役割分担を明確にし、運営体制の連携強化を図る。
- ・福祉施設の入所者等が被災した際に、家族等と連絡がとれなくなる事態が生じる可能性があり、連絡方法等のルールづくりに努める。
- ・要配慮者等が、より良い環境で避難生活をおくることが可能となるよう、福祉避難所の環境整備や必要な物資の確保等に努める。
- ・要配慮者等が、一般の避難所で避難生活をおくことも想定し、指定避難所に要配慮者用の備蓄等を確保するよう努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
福祉避難所の指定	・新たな福祉避難所の指定 ・福祉避難所における装備資機材等の充実、各種訓練の実施等	福祉生活課、長寿社会課、危機管理課
福祉避難所の運営体制の構築	・福祉避難所運営マニュアルの更新	福祉生活課、長寿社会課、危機管理課、施設管理者
各施設における連絡体制の検討	・各施設における緊急連絡手段等のルール検討	福祉生活課、長寿社会課、危機管理課、施設管理者
要配慮者の避難生活に必要な物資・資機材の整備	・徳島県戦略的災害医療プロジェクト推進事業等を活用した整備	福祉生活課、長寿社会課、危機管理課
介護食等の備蓄	・自らの備蓄を促すことを基本に、万が一に備えて必要となる介護食等の確保	危機管理課、福祉生活課、長寿社会課、社会福祉協議会等

■目標値

指標	現況	目標
福祉避難所数	8施設 (令和7年度)	10施設 (令和11年度)
指定避難所要配慮者用簡易ベッドの整備数	40台 (令和7年度)	200台 (令和11年度)

2-6-④ 感染症の発生・まん延防止

<要点>

感染症の発生・まん延防止に向け、関係機関との連携のもと、助言・指導体制の構築、避難所における適切なごみ処理、災害廃棄物の適正処理等に努める。

- ・医療、保健機関、徳島県等の関係機関との連携を図りながら、避難所等における感染症の発生・まん延を防止するため、避難所等の状況に応じた手指衛生、汚物処理、食品管理、換気、体調管理等の助言・指導を行う体制の構築に努める。
- ・避難所における衛生環境の維持に備え、指定避難所における災害用トイレや簡易トイレ等の備蓄に取り組むとともに、避難所運営マニュアルの策定等に努める。
- ・災害廃棄物の仮置場の候補地の選定やごみの排出ルールの検討等に取り組むとともに、公的機関や民間団体等における受入条件や処理可能量等の確認を行い、災害発生時における処理体制の強化に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
感染症の予防・まん延防止体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県等と連携し、避難所における支援体制の構築 ・平時の定期予防接種実施率の向上 ・住民への災害時健康管理に関する啓発活動 ・避難所用感染症予防対策リーフレットの作成 	健康増進課
災害廃棄物の仮置場の候補地選定	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の仮置場の候補地の更なる選定（現在2箇所）及び地権者等の同意確認 	環境保全課
処理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関や民間団体等における災害廃棄物の受入条件や処理可能量等の確認 	環境保全課

■目標値

指標	現況	目標
簡易トイレ等の整備数	116 個 (令和 7 年度)	116 個 (令和 11 年度)

事前に備えるべき
目標 ③

必要不可欠な行政機能を確保する

リスクシナリオ

- 3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化
- 3-2 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

3-1-① 警察機能の維持

<要点>

大規模な災害が発生した際にも、治安の維持を図るため、関係機関や警察OB等との連携体制の構築に努める。

- ・大規模な災害が発生した際には、治安の悪化が懸念されることから、徳島名西警察署との連携を図りながら、治安の維持に努める。
- ・多くの警察官を被災地に派遣する必要があることから、警察OB等による支援体制（大規模災害時緊急支援制度）の強化に努める。
- ・警察機能の大幅な低下により治安が悪化した状況において、町職員又は消防団員による巡回警戒や広報等、可能な範囲の治安維持活動に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
治安の維持に向けた体制の検討	・町や消防団、自主防災組織等と徳島名西警察署による合同訓練等の実施を検討	危機管理課、消防団、自主防災組織等、徳島名西警察署
大規模災害時緊急支援制度	・災害時における警察OB等による支援体制の強化	警察署

3-1-② 行政機能の維持

<要点>

災害が発生した際においても、行政機能の維持・早期再開が図られるよう、施設の機能強化や体制整備、職員の防災対応能力の向上等に努める。また、後方支援拠点としての体制強化に向け、災害時の相互応援協定の締結に取り組むとともに、他自治体からの応援職員の受入体制や指揮命令系統等の事前検討等に努める。

- ・災害が発生した際に、庁舎等の被害を抑制し、業務の継続が図られるよう、庁舎等の機能強化に取り組む。
- ・大規模な災害が発生した際に、被災者支援をはじめ、速やかに各種の業務の継続・再開が図られるよう、令和3年10月に改定した石井町BCP（業務継続計画）の充実と継続的な更新に取り組む。
- ・大規模な災害が発生した際に、職員も被災する可能性があることから、職員初動マニュアルの充実と理解・習得に取り組む。
- ・職員の防災対応能力の向上に向け、防災研修等への参加や防災士資格の取得促進に取り組む。
- ・大規模災害時においても必要な行政サービスの継続を図るため、徳島県や周辺市町村、さらには遠方の自治体等との相互応援協定等の締結に取り組む。また、他自治体からの応援職員の受入体制や指揮命令系統等の事前検討を行い、大規模災害時における適切な行政運営の維持・早期再開に備える。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
庁舎等の機能強化	・庁舎等の機能強化	総務課
石井町BCPの更新	・令和3年10月に改定した石井町BCPの充実と更新	危機管理課、全ての課
職員初動マニュアルの充実等	・職員初動マニュアルの充実と理解・習得	危機管理課、全ての課
町職員の防災対応能力の向上	・職員の防災研修等への参加促進 ・職員の防災士等資格の取得促進	危機管理課、全ての課
相互応援協定の締結	・自治体間の相互応援協定の締結	危機管理課

3-1-③ 情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策

<要点>

各種の住民データ等の行政情報の遺失を防止し、システム被害を受けた際の迅速な再開に向けた体制整備等に努める。

- ・住民データ等の行政情報の遺失を防止するため、基幹系（住民データ等）システムについては、県外データセンターにおけるクラウド運用に取り組んでいる。今後、システム被害を受けた際に、迅速にシステム運用を再開できる体制の構築に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
住民データのクラウド運用	・住民データ等の行政情報の遺失防止に向けたクラウド運用	総務課、住民課 等
システム運用の再開に向けた体制強化	・システム保守ベンダーを含めた、システム被害を受けた際の迅速なシステム再開に向けた体制構築の検討 ・被害状況に応じた再開までの手順の検討	総務課 等
システムが使用不可になった際の対応の検討	・一定期間システムが使用不可な状況が生じた際の代替法の検討	総務課 等
町職員の対応能力の向上	・住民避難台帳等が迅速に作成できるよう、バックアップデータの取得・復元方法の研修等の実施	総務課 等

■目標値

指標	現況	目標
システム運用再開のマニュアル化及び訓練	未実施 (令和7年度)	実施 (令和11年度)

事前に備えるべき
目標 ④

経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ

- 4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊
- 4-2 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

4-1-① 企業のBCP策定支援

<要点>

災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から、県や関係機関と連携を図りながら、企業等のBCP策定や耐災害性の向上を促す。

- ・ 企業等のBCPの策定は、災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から重要であり、県や関係機関と連携を図りながら、企業等のBCP策定を促す。
- ・ 企業等における防災対策を促すために、BCP等策定セミナーの実施等に努める。
- ・ 産業施設の損壊、火災、爆発等の防止を図るため、各事業所が有する危険物等の把握に努めるとともに、各事業所に対して耐災害性の向上に向けた啓発に努める。
- ・ 徳島県のBCP策定優良企業表彰制度や地震防災対策資金等の周知を図り、各企業のBCP策定を促す。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
BCP(業務継続計画)等策定セミナーの設置	・ 町内企業・団体等が参加する「BCP検討会」の設置と合同訓練の実施	危機管理課、産業経済課、商工会 等
各種の支援制度の周知	・ 徳島県の支援制度(BCP策定優良企業表彰制度や地震防災対策資金等)の周知	危機管理課、産業経済課、商工会、徳島県 等

4-1-② 金融サービスの提供体制の構築

<要点>

災害時においても金融サービス等が維持されるよう、金融機関等との連携強化に努める。

- ・金融機関との連携強化を図り、災害発生時において、金銭等の持ち出しがかなわなかった住民に対し、当面の生活に必要な資金を提供できるような仕組みの検討に努める。

4-1-③ 被災企業の支援体制の構築

<要点>

被災企業等の経営の維持安定を支援するため、融資制度等の周知に努める。

- ・企業が被災した際に、経営の維持安定を支援するために、被災企業に対する融資制度である「災害対策資金等」の周知等に努めていく。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
各種の支援制度の周知	・災害対策資金等の制度の周知	産業経済課、商工会、徳島県 等

リスクシナリオ	4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・商取引等への甚大な影響

4-3-① 農業生産基盤等の災害対応力の強化

<要点>

大規模な災害が発生した際においても、営農活動が継続されるような体制整備に努める。

- ・本町の基幹産業の一つである農業施設の被害の軽減に向け、河道掘削等に向けた整備要望等に努める。
- ・土地改良区等との連携のもと、基幹的な農業水利施設の耐震化等に努める。
- ・被災した際の速やかな復旧・営農再開に向け、徳島県農業協同組合名西支店等の関係機関との連携のもと、農業法人等におけるBCPの策定を促す。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
河川整備の促進	・河川管理者に対して、河道掘削や整備、排水施設の機能強化等の要望	建設課、徳島県、国
基幹的な農業水利施設の耐震化	・土地改良区等との連携のもと、基幹的な農業水利施設の耐震化	建設課
農業法人等におけるBCP策定	・徳島県農業協同組合名西支店等の関係機関との連携のもと、農業法人等におけるBCPの策定	産業経済課

4-3-② 農地保全の対策

<要点>

農地や水路等の適正管理に努め、農村地域の持つ多面的機能の維持・発揮に努める。

- ・農地等の荒廃による被害の拡大を防止するため、農地や水路等の適正管理に努め、農村地域の持つ多面的機能の維持・発揮に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
多面的機能支払補助金事業	・農地や水路を保安全管理する活動組織に対し、補助金を交付する	産業経済課

事前に備えるべき
目標 ⑤

情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

5-1-① 関係機関間の情報通信確保対策

<要点>

大規模な災害が発生した際にも、関係機関等との連携が図られるよう、情報通信手段の確保に努める。

- ・通信事業者等の回線が停止した場合にも、被災状況の確認や応急・復旧活動等に支障を及ぼさないよう、公共施設や主要な避難所・施設におけるWi-Fi環境の整備等の情報伝達手段の多重化等に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
公共施設や主要な避難所におけるWi-Fi環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達手段の強化に向け、公共施設や主要な避難所におけるWi-Fi環境の整備 ・観光や防災の拠点における来訪者や住民の情報収集等の利便性を高める 	危機管理課

5-1-② 非常用電力の確保

<要点>

災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源等の確保に努める。

- ・災害時に電力供給が停止した場合に備え、町内指定避難所20箇所に発電機を備蓄している（令和2年3月末現在）。今後は、エネルギーの多様化、分散化を図り、引き続き、避難所等での非常用電源の確保に努める。
- ・蓄電池は更新が必要であるため、順次買替をし、必要数の確保に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
避難所等での非常用電源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・発電機、蓄電池、車用充電器の備蓄 	危機管理課

■目標値

指標	現況	目標
スマートフォンや携帯電話の充電器	9 個 (令和 7 年度)	25 個 (令和 11 年度)
発電機・蓄電池の備蓄	45 台 (令和 7 年度)	55 台 (令和 11 年度)

5-1-③ 情報通信事業者や放送事業者等との連携

<要点>

関係機関等との連携のもと、非常用特設公衆電話の配備や臨時災害FM放送局の開設を見据えた体制整備等、災害の発生時においても、必要な情報が伝達できるような体制の構築に努める。また、災害用伝言板の利用方法等について、住民への周知・啓発を図る。

- ・町災害対策本部と情報通信事業者の連携を高め、災害の発生時においても、必要な情報を、いち早く、かつ正確に、住民等に伝達できるような体制の構築に努める。
- ・住民の安否確認等における情報伝達手段として、情報通信事業者と連携を図りながら、防災拠点や避難所への特設公衆電話の配備拡充に取り組むとともに、災害用ダイヤル171やWeb171等の災害用伝言板の利用方法等に関する啓発に努める。
- ・大規模な災害時において、住民に対して必要な情報を適切かつ迅速に提供するため、情報通信事業者と連携を図りながら、臨時災害放送局（FM放送）の開設が可能となる体制の強化に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
合同訓練の実施	・放送事業者等とのL-アラート等を活用した合同訓練等の実施	徳島県、危機管理課、放送事業者
避難所への特設公衆電話の配備	・防災拠点や避難所への特設公衆電話の事前配備	危機管理課、情報通信事業者
災害用伝言板等の啓発	・防災訓練や災害ハザードマップの広報を通じて、災害用ダイヤル171やWeb171等の災害用伝言板の利用方法等に関する啓発	危機管理課、情報通信事業者
臨時災害放送局（FM放送局）の開設に向けた体制強化	・情報通信事業者と連携を図りながら、臨時災害放送局（FM放送局）の開設が可能となる体制の整備	危機管理課、情報通信事業者

■目標値

指標	現況	目標
特設公衆電話の配備	10箇所 (令和 7 年度)	維持 (令和 11 年度)

リスクシナリオ	5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期にわたる機能の停止
	5-3 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4 上水道等の長期間にわたる供給停止、及び農業用水の長期間にわたる機能停止

5-2-① 災害時のエネルギー確保

<要点>

電力は、生活になくてはならないものであり、電力事業者等との連携のもと、施設の維持管理や早期復旧に向けた訓練等に努める。また、自然エネルギーの導入等、自立・分散型の電力供給体制の強化に努める。

- ・電力は生活になくてはならないものであり、電力事業者等との連携のもと、施設の維持管理や早期復旧に向けた訓練等を促す。
- ・太陽光や風力といったエネルギーは「災害に強い」という特性を有していることから、公共施設や医療・福祉施設、主要な避難所等において太陽光パネル及び蓄電池等の設置を図り、自立・分散型の電力供給体制の強化に努める。
- ・災害発生時に電力供給が途絶した場合においても、住民の生活支援等のため、防災照明器具等の整備・充実に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
発電施設の災害対応力強化及び復旧の迅速化	・発電施設等の維持点検、大規模災害発生時を見据えた訓練の実施、関係機関との連携強化	電力供給事業者、町、関係機関
自然エネルギーの活用	・公共施設や医療・福祉施設、主要な避難所等への太陽光パネル等の設置及び既存設備のメンテナンス	施設管理者

5-2-② ライフラインの早期復旧に向けた体制整備

<要点>

経済活動の早期再開の実現には、ライフラインの復旧等が不可欠であり、ライフライン事業者との協定の締結や合同訓練の実施、活動拠点の確保等、早期の応急・復旧活動に向けた体制の強化等に努める。

- ・経済活動の早期再開の実現には、ライフラインの復旧等が不可欠であり、ライフライン事業者との協定の締結に取り組むとともに、早期の応急・復旧活動の支援体制の強化、活動拠点の確保等の条件整備に努める。
- ・ライフライン事業者の活動拠点の確保に当たって、救助・救急等の活動に取り組む自衛隊や警察、消防等の広域応援部隊との事前調整（災害発生後からの時間経過に応じた必要区画・機能等の検討）等に努める。また、各種の活動を支える条件整備として、非常用発電機や自家発電設備等の確保、仮設のガソリンスタンドの設置体制の検討等に取り組む。
- ・ライフライン事業者の速やかな応急・復旧活動の支援に向け、国や県、関係機関との連携のもと、道路網の強化や道路啓開に向けた体制強化に努める。
- ・各ライフライン事業者は、独自の防災訓練（支援する側・受け入れる側の両面から）の実施や徳島県の防災訓練への参加等に努めており、活動の支援を図るとともに、町や自主防災組織等と連携した訓練等の検討に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
ライフライン事業者との協定の締結	・経済活動の早期再開に向け、ライフライン事業者との協定の締結	危機管理課

5-2-③ 水道施設の耐震化 ※2-1-④の再掲

<要点>

日常生活に欠かせない重要ライフラインである水道を、平常時はもとより大規模災害が発生しても供給継続できるよう水道施設の更新・耐震化や停電対策に取り組み、迅速に応急復旧や応急給水等を実施する為の危機管理体制構築等に努める。

- ・本町の水道施設は配水池については耐震化が完了しているが、管路については経年管（法定耐用年数を経過している管）の延長が約 184km となっていることから計画的な更新・耐震化に取り組む。
- ・各種計装機器やポンプ施設、モニター施設等についても、老朽化が進んでおり、全面的な更新に取り組むと同時に自家発電設備等の設置など、停電対策等についても検討する。
- ・大規模災害発生時に水道施設が被害を受けた場合、早期復旧を実現するため復旧用資材や人材等の確保に向けて民間事業者や近隣事業者との連携強化に取り組む、応急復旧体制の構築に努める。
- ・大規模災害発生時に水道施設が被害を受けた場合、飲料水確保に向け石井配水池への応急給水施設整備や避難所指定されている各学校等への耐震性貯水槽の設置等に取り組むとともに、給水タンク車の導入等応急給水体制の構築に努める。
- ・本町の浄水供給元である徳島市との連携強化を進め、大規模災害時においても迅速な浄水供給の復旧に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
水道施設の更新・耐震化	・管路及び各種水道施設の更新・耐震化に努める	水道課
停電対策	・配水池、各モニター場、各ポンプ場、水道課事務所に自家発電設備の設置を検討	水道課
応急復旧体制の構築	・復旧用資材の備蓄を検討 ・近隣事業体や民間事業者等と連携した人材の確保	水道課
配水池の応急給水施設の整備	・緊急時、配水池内に確保した水を応急給水に利用するための施設の整備	水道課
各学校等への耐震性貯水槽の整備	・避難所指定されている各学校等に応急給水に利用できる耐震性貯水槽を整備	水道課・総務課・危機管理課・教育委員会
給水タンク車の導入	・給水タンク車を利用した応急給水実施等の検討	水道課・総務課・危機管理課

5-2-④ 汚水処理施設等の対策

<p><要点> し尿処理施設等の長寿命化に努める。</p>

- ・石井町クリーンセンター（し尿処理施設）は平成10年に竣工し、27年が経過している。毎年定期的な補修や計画的な更新で長寿命化を図っているが、災害時にもし尿処理事業が機能停止しないよう対策を図る。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
し尿処理施設の長寿命化	・クリーンセンターの施設及び設備の定期的な補修及び計画的な更新	環境保全課

5-5-① 交通網の寸断への備え

<要点>

交通網の途絶を防ぐため、道路網等の強化に努めるとともに、交通網が寸断した際においても、救急搬送等に対応するためにヘリポートの整備に努める。

- ・四国広域道路啓開計画「四国おうぎ（扇）作戦」（四国道路啓開等協議会）が策定されており、国や徳島県の計画を踏まえつつ、関係機関と連携を図りながら道路網等の強化を図る。
- ・町内の道路網の強化に向け、町道の改良、橋梁の定期点検を行うとともに、石井町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な橋梁修繕、耐震改修等に取り組む。
- ・災害により道路が寸断された際の救助・救急や物資の輸送等の体制強化に向け、ヘリポート等の整備を検討する。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
徳島自動車道四車線化促進期成同盟会による整備要望	・徳島自動車道四車線化促進期成同盟会における事業計画で整備促進を要望	建設課、関係市町
道路網の強化	・石井町橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕 ・道路法施行規則に基づく橋梁定期点検 ・町道の新設改良	建設課
道路網を守るための治水・治山事業等の推進	・関係機関と連携のもと、急傾斜地崩壊対策事業等の促進 ・関係機関に対し河川の無堤区間の整備促進、河道掘削等を要望	建設課、国、徳島県
ヘリポート等の整備	・ヘリポートの整備検討	建設課、危機管理課
関係機関との連携強化	・徳島県の消防防災ヘリコプター等の活用を見据えた訓練の実施	危機管理課、徳島県、関係機関

■目標値

指標（事業名）	現況	全体事業費	目標
（他）町道高原33号線	平成17年度より継続	700（百万円）	早期整備 （目標年次以降も継続）
（他）町道高川原6号線	令和5年度より継続	60（百万円）	令和9年度完成
（1）町道高原6号線	令和8年度より実施	60（百万円）	令和10年度完成
橋梁定期点検	平成27年度より継続	95（百万円）	道路法施行規則に基づき 順次実施
橋梁修繕	平成25年度より継続	450（百万円）	石井町橋梁長寿命化修繕 計画に基づき順次実施

事前に備えるべき
目標 ⑥

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

6-1-① 災害廃棄物の適正処理の体制構築

<要点>

ごみ処理施設の長寿命化に取り組み、関係機関との連携のもと、大量に発生する災害廃棄物の適正処理等に努める。

- ・石井町災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の仮置場の候補地の選定に取り組むとともに、公的機関や民間団体等における受入条件や処理可能量等の確認を行い、災害発生時における処理体制の強化に努める。
- ・石井町清掃センターの一般廃棄物焼却施設は昭和 53 年に竣工し、47 年が経過しており、災害時にも安定して施設を稼働できるように、計画的に設備の維持修繕及び整備を実施する。
- ・石井町一般廃棄物最終処分場では災害発生時に備えるため、石井町一般廃棄物最終処分場災害時対応マニュアルを作成しており、今後国や県の動向を踏まえ、適切な更新を図る。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
災害廃棄物の仮置場候補地の確認	・災害廃棄物の仮置場候補地の地権者等の同意確認	環境保全課
処理体制の強化	・公的機関や民間団体等における災害廃棄物の受入条件や処理可能量等の確認 ・災害発生時における受入体制の強化	環境保全課
ごみ処理施設の長寿命化	・一般廃棄物焼却施設の施設及び設備の計画的な維持補修及び整備	環境保全課
石井町一般廃棄物最終処分場の対策	・石井町一般廃棄物最終処分場災害時対応マニュアルの適切な更新	環境保全課

リスクシナリオ	6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-3 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

6-2-① 被災者の生活再建の支援

< 要点 >

被災者の生活再建の支援に関する事務手続き等に関する職員の対応能力の向上に努める。

- ・被災者が早期に生活再建できるように「被災者生活再建支援制度」に関する研修を実施し、職員の対応能力の向上を図る。
- ・被災者生活再建支援制度をはじめ、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等の各種手続きに関して、迅速かつ的確に事務処理手続きを行うため、連絡体制の強化や事務処理手続きの周知、各種手続きに関する研修等に取り組む。
- ・被災者の生活再建に資するため、行政機能の早期復旧はもとより、福祉施設や学校等の早期再開に向け、施設の強化や取組体制の強化に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
「被災者生活再建支援制度」等の各種手続きに関する研修の実施	・「被災者生活再建支援制度」や「災害弔慰金」等の事務処理手続き等に関する研修の実施	福祉生活課、危機管理課
石井町BCPの更新	・令和3年10月に改定した石井町BCPの更新と充実	危機管理課、全ての課
職員初動マニュアルの充実等	・職員初動マニュアルの充実と理解・習得	危機管理課、全ての課

6-2-② 事前復興計画の検討

<要点>

地域住民等と協力しながら、事前復興計画の検討に努める。

- ・災害後のまちづくりのビジョンを検討しておくことで、速やかな復旧・復興につながることを期待されることから、地域住民や自主防災組織と協力しながら、事前復興計画の検討に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
事前復興計画の検討	・被災後のまちづくりのビジョン等の検討に向けた研究	危機管理課、全ての課

6-2-③ 応急危険度判定の実施に向けた体制強化

<要点>

発災後、応急危険度判定を円滑に実施するため、徳島県建築士会や自主防災組織等との連携を図りながら、応急危険度判定士の養成や実施体制の強化等に努める。

- ・徳島県建築士会との連携体制の構築等に努め、町職員や自主防災組織等への応急危険度判定に関する講習会や訓練等の開催を検討する。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
建築士会との協定締結の検討	・応急危険度判定の体制強化に向け、建築士会との協定締結の検討	危機管理課、建設課
応急危険度判定に関する講習会・訓練の実施検討	・応急危険度判定に関して、建築士会と連携を図りながら、講習会や訓練の開催検討	危機管理課、建設課

■目標値

指標	現況	目標
被災宅地危険度判定士	9人 (令和7年度)	15人 (令和11年度)
地震被災建築物応急危険度判定士	14人 (令和7年度)	20人 (令和11年度)

6-2-④ 地元の建設業者等の育成、連携強化

<要点>

道路啓開や応急危険度判定等にて重要な役割を担う、地元の建設業者・建築業者の育成や担い手確保の支援、企業のBCP策定等に努める。

- ・建設業者や建築業者等が被災するおそれもあることから、企業のBCP策定等を促す。
- ・建設・建築業界においても、高齢化や若年層の離職等が生じていることから、担い手確保や技術の伝承、就労環境の改善を促す。
- ・建設業協会や建築士会等の組織との連携強化を図り、災害時における体制の強化等に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
BCP(業務継続計画)等策定セミナーの実施	・町内企業(建設業者の参加)・団体等が参加する「BCP等策定セミナー」の実施	危機管理課、産業経済課、商工会 等
徳島県公共工事品質確保支援連絡会議	・担い手三法(建設業法、品確法、入契法)に基づく支援施策や公共工事の品質確保等の取組による建設業界の活性化	建設課、産業経済課

6-2-⑤ 地域防災力の向上

<要点>

人口減少・少子高齢化が進む中で、住民一人ひとりの防災意識の高揚や防災知識の習得を図るとともに、自主防災組織や消防団の育成に努める。

- ・人口減少・少子高齢化が進む中で、住民一人ひとりの防災意識の高揚や防災知識の習得等を図るとともに、自主防災組織や消防団の育成に努める。
- ・日常からのコミュニティ活動等を通じて、地域の連帯感を高めることが、地域防災力の向上につながることを期待されることから、各種のコミュニティ活動や幅広い年齢層の交流機会の充実等に努める。
- ・災害時要援護者対策には、共助の取組が重要であり、関係機関等が連携を図りながら、高齢者や障がい者、その家族等が気軽に相談できる体制等の構築に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
防災意識の高揚	・防災訓練等を通じて、住民一人ひとりの防災意識の高揚	危機管理課
自主防災組織の活動支援	・石井町自主防災組織連絡協議会を通じた各自主防災組織の自主的な活動の支援 ・活動の支援を通じて活動カバー率の向上	危機管理課、自主防災組織連絡協議会
消防団員の確保	・消防団員の確保	危機管理課
相談事業	・高齢者や障がい者、その家族等の相談事業	福祉生活課、長寿社会課

■目標値

指標	現況	目標
自主防災組織活動カバー率	86.2% (令和7年度)	維持 (令和11年度)

リスクシナリオ	6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

6-4-① 応急仮設住宅や災害公営住宅の建設候補地等の検討

<要点>

大規模な災害が発生した際でも、震災による人口の流出を抑制するため、速やかな応急仮設住宅の確保等、被災者の住み処の確保に努める。

- ・速やかな応急仮設住宅等の建設につなげていくために、建設候補地等の確保や候補地における応急仮設住宅の配置の検討に努める。
- ・速やかな応急仮設住宅や災害公営住宅の確保に向け、徳島県や建築士会との連携強化に努めるとともに、地場産業の振興につながる仕組みづくりの検討に努める。
- ・大規模な災害が発生した際でも、震災による人口の流出（震災過疎）を可能な限り抑制するため、徳島県や建築士会等の関係機関と連携を図りながら、家屋が被災した場合の応急修理等の速やかな実施に向けた体制強化に取り組む。
- ・林業振興施策との連携を図りながら、建築資機材等の確保対策を検討する。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
応急仮設住宅の建設候補地の検討	・ 応急仮設住宅の建設候補地等の確保	危機管理課
危険度判定や応急修理の実施に向けた体制整備	・ 被災住宅の速やかな危険度判定の実施に向けた体制の整備 ・ 速やかな応急修理に向けた体制の整備	徳島県、危機管理課、建設課、建築士会
建築資機材等の確保対策の検討	・ 応急仮設住宅の建築資機材等の確保対策の研究	建設課、産業経済課

6-4-② 地籍調査の推進

<要点>

災害後の円滑な復旧・復興に備え、地籍調査の推進を図る

- ・ 東日本大震災の復旧・復興事業において、地籍調査や相続手続きが未実施の場合、用地の確定等に時間を要し、復旧・復興事業の遅れにつながったことから、地籍調査の推進を図る。また、地籍調査成果の電子化を実施する。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
地籍調査の推進	・ 被災後の復旧・復興が早期かつ的確に行われるように、地籍調査の推進を図る	産業経済課
地籍図等の電子化	・ 地籍図、マイラー図による地番図及び台帳等の電子化を行い、復旧・復興に備える。	税務課

■目標値

指標	現況	目標
地籍図等の電子化	—	完成 (令和7年度)

6-4-③ 文化財の保護の推進

<要点>

文化財の活用を推進するとともに、周辺の消防設備の設置、適正な管理、定期的な防災訓練等により文化財の保護に努める。

- ・文化財の防災・減災対策を図るとともに、防火訓練を実施し、文化財の所有者、地域住民、消防署、消防団の協力により、文化財を保護し、復興後の地域のアイデンティティや観光資源を保護する。
- ・火災のリスクを減らすため、文化財周辺の消防設備の整備及び維持管理に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
文化財防火訓練	・国の重要文化財の所有者、地域住民、消防署、消防団の協力により、防火訓練を実施する。	社会教育課
文化財の周辺の消防設備の整備	・文化財の周辺の消防設備の設置・点検・修繕を実施する。	社会教育課、危機管理課、消防団

●横断的分野の推進方針

①リスクコミュニケーション分野	リスクコミュニケーション施策
②人材育成分野	人材育成・確保施策

防災意識・知識の向上

<p><要点> 防災に係る各種施策を推進し、本町職員及び住民の防災意識と知識の向上に取り組む。</p>
--

人材育成施策の推進

<p><要点> 防災に係る各種施策を推進し、防災に必要不可欠な人材を育成・確保する。</p>

- ・町職員一人ひとりの防災意識や防災知識を高め、一人ひとりが防災の要であるとの自覚を持ち、日常から防災を意識した行動に取り組む。
- ・災害後の自助・共助・公助の円滑な役割分担を促すためには、住民と町職員の信頼関係が重要であり、日常から住民の意向把握や協働の取組、地域行事等への積極的な参加に努める。
- ・「自らの命は、自らが守る」という自助を基本に、幼少期からの防災教育をはじめ、年齢層に応じて防災について学ぶ機会の充実等に努める。また、幼稚園児・小学生・中学生等に対しては、「地域の特性」の理解を高めるための防災教育に取り組む。
- ・大規模な災害が発生した際には、地域コミュニティの維持・活性化や各種のボランティア活動等において、中学生・高校生の役割は重要であるとの認識のもと、自らが考える力を養いながら、防災教育に取り組む。
- ・徳島県や関係機関等の協力を得ながら、被災体験や復旧・復興に携わった人の体験談等を聞く機会の拡充等に努める。
- ・自主防災組織の未結成地区の解消を図るとともに、石井町自主防災組織連絡協議会を通じて各自主防災組織の活動支援に努める。また、自主防災組織ごとに、活動目標の検討や地区防災計画の策定に取り組む等、活動の活性化につなげる手段等の検討に努める。
- ・自主防災組織と連携を図りながら、町職員OBや消防署職員OB、消防団OB等の人材活用により、中核となる防災リーダーの育成に努める。
- ・住民、自主防災組織、学校、事業者、ボランティア、徳島県、町、その他の関係者が、日常からの交流・連携を図り、防災・減災対策に協働の体制で取り組む。
- ・避難生活等における男女共同参画の視点や災害時要援護者をはじめとしたあらゆる者の人権に配慮しながら、緊密に連携を図る。

AI, IoT 技術等のデジタル活用の推進

< 要点 >

国土強靱化の施策を効率的に推進するため、AI、IoT 技術等を活用し、災害の予防・軽減や、インフラの強靱化、災害からの速やかな復旧・回復、デジタル技術を活用した情報収集・共有等を推進し、災害による被害の拡大を防止し、産業、行政、被災者の生活、地域社会の速やかな復興を図る。

- ・ デジタル技術を活用し、自然災害の早期警戒や被害予測の精度を向上させることで、事前対策や迅速な避難情報の発令に繋げ、効果的な救助活動を図る。
- ・ 災害時の応急対策を効率的かつ計画的に実施するため、デジタル技術を活用し、職員の参集状況の把握、災害の現場からの情報収集、避難所の状況と被災者のニーズの把握に努める。
- ・ デジタル技術を活用し、応急危険度判定や住家の被害認定、罹災証明書の交付、その他被災者の生活再建に係る支援制度等を実施し、速やかな復興に努める。

④長寿命化対策分野	施設等の老朽化対策等
-----------	------------

公共施設等の長寿命化の推進

<p>< 要点 > 公共施設の長寿命化施策を推進し、防災、特に二次災害の防止を図る。</p>

公共施設等の再編・統廃合

<p>< 要点 > 人口減少・少子高齢化・働き手の不足・都市部への人口流出等の社会の変化に対応するため、ダウンサイジング（規模縮小）や統廃合により、公共施設や教育施設を再編し、地域社会の維持・発展を図る。</p>

- ・ 人口の推移・人口構造の変化、財政的負担を踏まえて、将来ニーズを見通し、住民の利便性を考慮し、公共施設の在り方を明確にするため策定した「石井町公共施設等総合管理計画」の推進に取り組む。
- ・ 住民目線に立ち、新たな住民ニーズに的確に対応するため、公共施設の統廃合や転用等による既存ストックの有効活用に努めるとともに、必要な修繕・更新等により、公共施設等の最適化に努める。
- ・ 公共施設等に関する情報を全庁的に共有し、総合的かつ計画的に管理していくため、基幹的な共有施設等のデータベースの整備に取り組む。
- ・ 公園利用者の安全面に考慮し、ニーズに的確に対応するため、必要な修繕・更新等により、都市公園施設の最適化に努める。
- ・ 児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場である学校施設を、総合的かつ計画的に管理し、必要な修繕・更新等により児童生徒の危険を未然に防ぎ、安全を守ることに努めるとともに、災害時に避難所として活用できる施設として必要な機能の整備や安全性の確保に努める。

■目標値

指標（事業名）	現況	全体事業費	目標
公園施設長寿命化対策支援事業	令和3年度より継続	833（百万円）	公園施設長寿命化計画（石井町）に基づき順次実施
学校施設長寿命化事業	令和3年度より継続	14,200（百万円）	学校施設長寿命化計画（石井町）に基づき順次実施

空き家等の地域資源の再利用

<要点>

空き家等を活用して、地域社会の維持・発展を図るとともに、人口の定着を推進する。

- ・人口の推移・人口構造の変化、財政的負担を踏まえて、将来ニーズを見通し、住民の利便性を考慮し、公共施設の在り方を明確にするため策定した「石井町公共施設等総合管理計画」の推進に取り組む。(横断的施策分野④再掲)
- ・住民目線に立ち、新たな住民ニーズに的確に対応するため、公共施設の統廃合や転用等による既存ストックの有効活用に努めるとともに、必要な修繕・更新等により、公共施設等の最適化に努める。(横断的施策分野④再掲)

V 施策の重点化

29のプログラムについては、本町が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また国の基本計画や県の地域計画との一体性等を考慮し、14の重点化すべきプログラムを選定した。重点化すべきプログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」は次表のとおりとする。

重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	重点化すべきプログラムに係る 起きてはならない最悪の事態	
① 住民の生命の保護が最大限図られる	①あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う住宅密集地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂、洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
② 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	②救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
③ 住民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる	③必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	④経済活動を機能不全に陥らせない	4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、生活・社会経済活動への甚大な影響
④ 本町の迅速な復旧・復興を可能にする	⑤情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期の復旧を図る	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間にわたる機能の停止
		5-3	石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上水道等の長期間にわたる供給停止、農業用水の長期間にわたる機能の停止
	⑥地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

VI 計画の推進と進捗管理

1 推進体制

計画の推進については、国、県、市町村、防災・減災関係団体、民間事業者、住民等のそれぞれが、適切な自助・共助・公助の役割分担のなかで、単独または連携し、総力を挙げた体制で取り組むものとする。

また、南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震による災害は、超広域災害となる可能性が高いことから、官民を挙げて広域連携を構築するものとする。さらに、今後、町域を超えた広域での地域計画の策定が課題になると考えられることから、これを念頭に置いて連携を図る必要がある。

2 計画の進捗管理と見直し

地域計画による本町の強靱化を着実に推進するため、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備し、プログラムごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、プログラムの見直しをPDCAサイクルを繰り返して適切に行うものとする。なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとする。

